

愛知県地球温暖化対策推進条例に基づく
地球温暖化対策計画書等の
作成の手引き

2022年3月



目 次

第1編 地球温暖化対策の推進に向けて

愛知県の取組	1
--------	---

第2編 地球温暖化対策計画書及び実施状況書の作成方法

1 地球温暖化対策計画書・実施状況書の概要	3
2 地球温暖化対策計画書等の作成・提出の対象となる事業者	5
3 提出書類等	13
4 地球温暖化対策計画書の作成	
(1) 地球温暖化対策計画書提出書	15
(2) 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制（別紙1）	17
(3) 温室効果ガス排出量の計算書（基準年度）	19
(4) 温室効果ガスの排出の状況（別紙2）	23
(5) 大規模工場等の温室効果ガス排出量（基準年度）（別紙3）	25
(6) 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る目標（別紙4）	27
(7) 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る措置 ～削減対策の実施状況及び計画期間内における計画状況～（別紙5）	29
～温室効果ガスの排出の量の削減等に向けた先進的・先導的対策の計画状況～（別紙6）	31
～クレジット等の利用～（別紙7）	33
5 地球温暖化対策実施状況書の作成	
(1) 地球温暖化対策実施状況書提出書	35
(2) 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制（別紙1）	37
(3) 温室効果ガス排出量の計算書（実績年度）	38
(4) 温室効果ガスの排出の状況（別紙2）	39
(5) 大規模工場等の温室効果ガス排出量（実績年度）（別紙3）	40
(6) 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る目標の達成状況（別紙4）	41
(7) 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る措置 ～削減対策の実施状況～（別紙5）	43
～温室効果ガスの排出の量の削減等に向けた先進的・先導的対策の実施状況～（別紙6）	44
～クレジット等の利用実績～（別紙7）	45
6 計画書の変更、非該当届出等について	46
7 温室効果ガス排出量等の公表について	48

【参考資料】

電子申請・届出システム利用案内	50
日本標準産業分類	56
算定方法・排出係数一覧	58
その他参考資料	76

第1編 地球温暖化対策の推進に向けて

愛知県の取組

(1) 取組の経緯

本県では、京都議定書の発効に向けた動きや国の大綱の見直しの検討状況を踏まえ、2005年に、「あいち地球温暖化防止戦略」を策定し、2012年には、「あいち地球温暖化防止戦略2020」へ改訂し、施策の充実強化を図ってきました。

その後、京都議定書に代わる2020年以降の新たな国際枠組みである「パリ協定」の採択・発効や、我が国における2030年度までの温室効果ガス排出量削減目標の設定とその目標達成のための「地球温暖化対策計画」の閣議決定など、社会情勢には大きな変化があります。

本県では、こうした社会情勢の変化等に対応し、中長期の地球温暖化防止の取組を積極的に推進するため、2018年2月、新戦略として「あいち地球温暖化防止戦略2030」を策定し、戦略に掲げた温室効果ガス排出量の削減目標（2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減）の達成に向け、県民、事業者、市町村などのあらゆる主体と問題意識を共有しながら、積極的に取組を進めています。

また、2018年10月には、戦略に掲げる施策を推進し、温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、「愛知県地球温暖化対策推進条例」を新たに制定しました。

本県の主な取組の経緯

年	主な取組
1994	「あいちエコプラン21」策定
2000	「あいちエコプラン2010」策定
02	「あいち新世紀自動車環境戦略」策定
03	「県民の生活環境の保全等に関する条例」公布 愛知県地球温暖化防止活動推進センターを指定
04～	愛知県地球温暖化防止活動推進員を委嘱開始 「地球温暖化対策計画書」提出制度開始
05	「あいち地球温暖化防止戦略」策定
07～	「あいちエコチャレンジ21」県民運動の実施
12	「あいち地球温暖化防止戦略2020」策定 「県民の生活環境の保全等に関する条例」の一部改正
18	「あいち地球温暖化防止戦略2030」策定 「愛知県地球温暖化対策推進条例」公布
21	「愛知県地球温暖化対策推進条例」の一部改正

(2) 愛知県の地球温暖化対策計画書制度の経緯

本県では、従前の愛知県公害防止条例を全面的に改正した「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年3月公布）において、温室効果ガス排出量が相当程度多い事業所を設置する者に対し、温室効果ガスの排出量の削減に関する計画書（地球温暖化対策計画書）及び計画に基づく措置の状況書（地球温暖化対策実施状況書）を知事へ提出することを義務づける規定を設け、2004年4月から施行しました。

2012年3月には、「県民の生活環境の保全等に関する条例」を一部改正し、対象者を温室効果ガス排出量が相当程度多い者とする事業者単位の制度へ見直すとともに、県による温室効果ガス排出量等の公表規定の追加や提出書類の様式化、電子届出への対応を行い、2013年4月から施行しました。

さらに、2018年10月に制定した「愛知県地球温暖化対策推進条例」に、これまでの本制度の規定を移行するとともに、新たな要素として県による届出内容の評価及び評価結果の公表、必要な助言の規定を盛り込み、2019年4月から施行することとしました。

<資料>愛知県地球温暖化対策推進条例及び施行規則（抜粋）

(地球温暖化対策計画書関係部分)

条 例	施 行 規 則 (主要部分抜粋)
(地球温暖化対策計画書の作成等) 第8条 事業活動における温室効果ガス総排出量が相当程度多い事業者として規則で定めるもの（以下「特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画書（以下「地球温暖化対策計画書」という。）を作成し、これを知事に提出しなければならない。	(特定事業者) 第3条 条例第8条第1項の規則で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「特定事業者」という。）とする。 一 県内（名古屋市の区域内を除く。以下同じ。）に設置している全ての工場等における事業活動について、燃料並びに他人から供給された熱及び電気の年度の使用量をそれぞれエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第四条各項の規定の例により原油の数量に換算した量を合算した量の合計量が千五百キロリットル以上である者 二 県内に設置している全ての工場等における事業活動に係る温室効果ガスである物質の排出量の合計量について、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第5条第10号から第16号までのいずれかに該当する者であって、常時使用する従業員の数が21人以上であるもの
2 知事は、特定事業者が、前項の規定による提出をせず、又は虚偽の内容を含む地球温暖化対策計画書の提出をしたときは、当該特定事業者に対し、期限を定めて、同項の規定による提出をし、又はその内容を是正すべきことを勧告することができる。	2 連鎖化事業者に係る前項の規定の適用については、同項中「者（）」とあるのは「連鎖化事業者（）」と、同項各号中「県内」とあるのは「連鎖化事業者が県内」と、「工場等」とあるのは「工場等（連鎖化事業に加盟する者が連鎖化事業に係る工場等として県内に設置している工場等を含む。）」と、「者」とあるのは「連鎖化事業者」とする。
3 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該特定事業者が正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。	(地球温暖化対策計画書の作成等) 第4条 地球温暖化対策計画書は、事業者が特定事業者に該当することとなった年度の翌年度から原則として3年ごとに当該期間を計画期間として作成するものとする。
4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該特定事業者に対し、意見を述べる機会を与えるなければならない。	2 地球温暖化対策計画書及び地球温暖化対策実施状況書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制 二 温室効果ガスの排出の状況 三 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る目標（地球温暖化対策実施状況書にあっては、温室効果ガスの排出の量の削減等に係る目標の達成状況）及び措置
(地球温暖化対策実施状況書の作成等) 第9条 特定事業者は、規則で定めるところにより、毎年度、地球温暖化対策計画書に基づく温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置の実施状況を記載した書面（以下「地球温暖化対策実施状況書」という。）を作成し、これを知事に提出しなければならない。	3 条例第8条第1項の規定による地球温暖化対策計画書の提出は、第1項に規定する計画期間の初年度の七月末日までに、地球温暖化対策計画書提出書（様式第一）によってしなければならない。
2 知事は、特定事業者が、前項の規定による提出をせず、又は虚偽の内容を含む地球温暖化対策実施状況書の提出をしたときは、当該特定事業者に対し、期限を定めて、同項の規定による提出をし、又はその内容を是正すべきことを勧告することができる。	4 条例第9条第1項の規定による地球温暖化対策実施状況書の提出は、毎年度七月末日までに、地球温暖化対策実施状況書提出書（様式第二）によってしなければならない。
3 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。	(地球温暖化対策計画書等に係る評価及び公表) 第5条 条例第10条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、公表することにより特定事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると知事が認める情報を除く。
(地球温暖化対策計画書等に係る評価及び公表) 第10条 知事は、第8条第1項又は前条第1項の規定により提出された地球温暖化対策計画書又は地球温暖化対策実施状況書（以下「地球温暖化対策計画書等」という。）について、温室効果ガスの排出の状況その他の規則で定める事項を公表するとともに、温室効果ガスの排出の量の削減等に関する取組の状況等の評価を知事が別に定めて公表する基準により行い、当該評価の結果のうち規則で定めるものについて公表するものとする。	一 氏名又は名称及び住所並びに県内の主たる工場等の名称及び所在地 二 主たる事業（連鎖化事業者にあっては、連鎖化事業）の業種 三 温室効果ガスの排出の状況 四 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る目標（地球温暖化対策実施状況書にあっては、温室効果ガスの排出の量の削減等に係る目標の達成状況）
2 特定事業者は、第8条第1項又は前条第1項の規定により地球温暖化対策計画書等を作成したときは、その内容を公表するよう努めなければならない。	

<p>(地球温暖化対策計画書等に係る助言)</p> <p>第11条 知事は、特定事業者に対し、第8条第1項又は第9条第1項の規定により提出された地球温暖化対策計画書等の内容に基づき、地球温暖化対策の促進に資するため必要な助言を行うことができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による助言を行うため必要な限度において、当該特定事業者の協力を得て、地球温暖化対策計画書等の内容に関する資料の提供を受け、又はその職員に、温室効果ガスの排出をする工場若しくは事業場その他の場所において、事業の用に供する設備その他の物件を確認させることができる。</p>	<p>2 条例第10条第1項の評価の結果のうち規則で定めるものは、温室効果ガスの排出の量の削減等に関する取組の状況等が優れていると認められる評価の結果とする。</p>
---	---

第2編 地球温暖化対策計画書及び実施状況書の作成方法

1 地球温暖化対策計画書・実施状況書の概要

条例第8条において、温室効果ガスの排出量が相当程度多い者（＝特定事業者：5ペーペー参照）は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画書（＝地球温暖化対策計画書 以下「計画書」という。）を計画期間（原則3年）ごとに作成し、提出することが義務づけられています。

また、条例第9条では、毎年度、計画書に基づく実施の状況を記載した書面（＝地球温暖化対策実施状況書 以下「実施状況書」という。）を作成し、提出することが義務づけられています。

（1）地球温暖化対策計画書

特定事業者に該当することとなった翌年度から3か年度の計画を作成し、提出します（作成及び提出は3年ごと）。

（2）地球温暖化対策実施状況書

計画書に基づく排出量の削減等の措置及び目標の達成状況について、計画書提出の翌年度から毎年度作成し、提出します（作成及び提出は毎年度）。

計画書等提出スケジュール（2018年度が計画期間最終年度で、継続して特定事業者に該当する場合）

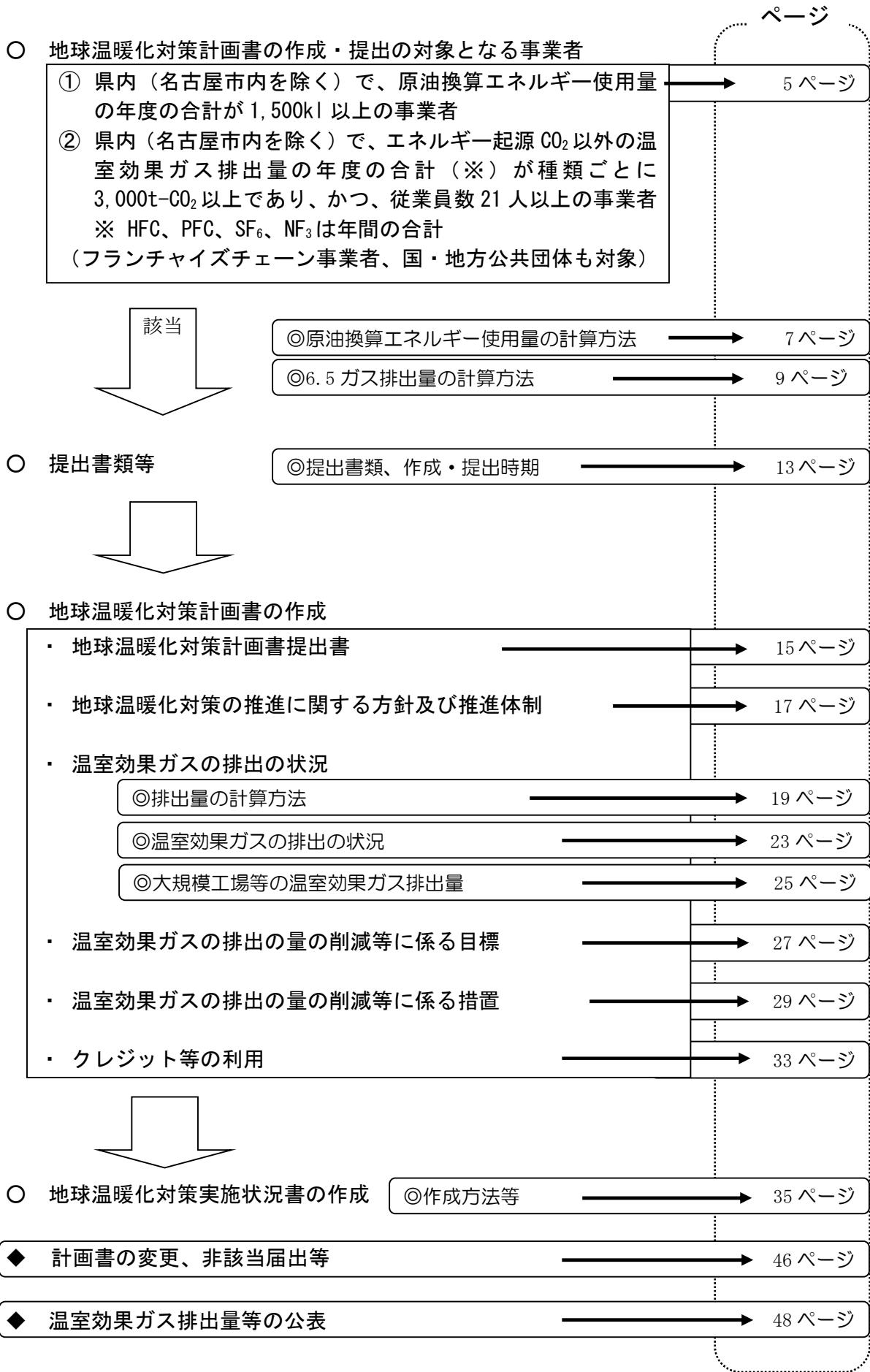
年度	計画書	実施状況書	提出時期は 毎年度4～7月
2019	提出（計画期間：2019～2021年度）	提出（2018年度実績※）	
2020		提出（2019年度実績）	
2021		提出（2020年度実績）	
2022	提出（計画期間：2022～2024年度）	提出（2021年度実績）	
……			

※ 旧制度に基づいた実施状況書の作成・提出

県条例に基づく地球温暖化対策計画書制度ウェブサイト

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000004635.html>

地球温暖化対策計画書等の作成フロー



2 地球温暖化対策計画書等の作成・提出の対象となる事業者

(1) 特定事業者（対象事業者）

条例に基づく計画書等の作成・提出の対象となる特定事業者は、温室効果ガスの種類ごとに、以下の要件に該当する事業者です。

温室効果ガスの種類	対象となる事業者
○エネルギー起源 CO ₂ (燃料の燃焼、他人から供給された電気又は熱の使用に伴い排出される CO ₂)	・県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所における原油換算エネルギー使用量の年度の合計が 1,500kL 以上となる事業者
上記以外の温室効果ガス（6.5 ガス） ○非エネルギー起源 CO ₂ ○メタン (CH ₄) ○一酸化二窒素 (N ₂ O) ○ハイドロフルオロカーボン (HFC) ○パーフルオロカーボン (PFC) ○六ふつ化硫黄 (SF ₆) ○三ふつ化窒素 (NF ₃)	・次の①及び②の両方の要件を満たす事業者 ①算定対象となる事業活動（9, 11 ページ 参照）が行われており、県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所における排出量の年度の合計※が、温室効果ガスの種類ごとに、3,000t-CO ₂ 以上 ②事業者全体（県外を含む）で常時使用する従業員の数が 21 人以上 ※ HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃ は年間の合計 ※ 非エネルギー起源 CO ₂ は、エネルギー起源 CO ₂ の排出量と合算しない。

注 1) 該当する温室効果ガスの種類についてのみ、計画書等の作成・提出が必要です。

注 2) エネルギー使用量・温室効果ガス排出量については、県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所における合計値で判断します（従業員数については事業者全体（県外を含む）の値です。）。

注 3) エネルギー使用量・温室効果ガス排出量の算定方法は、省エネ法・温対法政省令と同様です。

＜任意での届出について＞

特定事業者に該当しない事業者も「地球温暖化対策計画書等に関する要綱」に基づき、条例と同様の様式により計画書等の作成・提出ができますので、作成の際は本手引きを参考してください。

(2) 連鎖化事業者（フランチャイズチェーン事業者）

フランチャイズチェーンを展開する連鎖化事業者は、加盟店も含めたエネルギー使用量や温室効果ガス排出量が（1）の要件に該当する場合、特定事業者として対象となります。

なお、連鎖化事業とは、以下のとおり規定しています。

※ 連鎖化事業とは、

定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号等を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款（約款に規定するマニュアル等を含む。）に、加盟者が設置している事業所における次の事項についての定めがあるもの

1 エネルギー起源 CO₂

(1) エネルギーの使用の状況の報告に関する事項

(2) 空気調和設備、冷凍機器若しくは冷蔵機器、照明器具又は調理用機器若しくは加熱用機器の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項

2 前項以外の温室効果ガス（6.5 ガス）

(1) 温室効果ガスの排出を伴う事業活動の状況の報告に関する事項

(2) (1)の報告に係る温室効果ガスの区分に応じ、温対法施行令 別表第 7 から別表第 13 までに掲げる事業活動に係る設備の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項

(3) 国・地方公共団体について

ア 国の場合

省ごとに（1）の要件に該当する場合、特定事業者として対象となります。

イ 地方公共団体の場合

地方公共団体が設置している一部の事業所の資産管理等を、各種法令に基づき首長以外の者が行っている場合には、首長部局等とは別の独立した事業者として捉えます。

① 首長部局等とは独立した者が届出者となる事業

- ・地方公営企業（水道事業、交通事業、電気・ガス事業等、管理者が設置されている場合のみ）
- ・警察組織（県公安委員会）
- ・学校等（教育委員会）
- ・一部事務組合、広域連合等

② 首長が届出者となる事業

- ・消防組織、指定管理者、選挙管理委員会等

③ その他事業形態による取扱

- ・事務の委託 → 事務の委託を受けた地方公共団体又はその執行機関
- ・PFI（Private Finance Initiative）→ 事業ごとに、財産・施設等の設置・更新権限がある者

＜参考：名古屋市内の事業所について＞

名古屋市内の事業所については、愛知県の条例は適用されません。

ただし、名古屋市の条例（市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例）に基づき、燃料、熱及び電気の年度の使用量の合算が、原油換算で800kL以上の事業所については、「地球温暖化対策計画書」等を名古屋市に提出する必要があります。（事業所単位の制度）

＜問い合わせ先＞ 名古屋市環境局環境企画部 脱炭素社会推進課 電話：052-972-2693

温対法等と県条例の対象規模

温対法の算定・報告・公表制度（報告のみ）

エネルギー起源CO₂

国内で原油換算エネルギー使用量
合計1,500kL以上の事業者

左記以外の温室効果ガス（6.5ガス）

国内で6.5ガスの種類ごとに
排出量合計3,000t-CO₂以上、
かつ従業員数21人以上の事業者

県条例の地球温暖化対策計画書制度（計画と報告）

県内（名古屋市内を除く）で
原油換算エネルギー使用量合計
1,500kL以上の事業者

県内（名古屋市内を除く）で
6.5ガスの種類ごとに排出量合計
3,000t-CO₂以上、かつ従業員数
21人以上の事業者

名古屋市条例の地球温暖化対策計画書制度（計画と報告）

名古屋市内で原油換算エネルギー使用量800kL以上の事業所

(4) 原油換算エネルギー使用量について

ア エネルギーの使用とは

燃料の使用	①原油及び揮発油（ガソリン）、重油、その他石油製品 ②可燃性天然ガス ③石炭及びコークス、その他石炭製品 であって、燃焼その他の用途（燃料電池による発電）に供するもの
他人から供給された熱の使用	上記に示す燃料を熱源とする熱（蒸気、温水、冷水など）
他人から供給された電気の使用	上記に示す燃料を起源とする電気

- 注) 1 太陽光・風力などの自然エネルギー、廃棄物からの回収エネルギーは対象外です。
そのため、再生可能エネルギー由来のCO₂が発生しない電力プランを契約している場合は、対象外です。
- 2 自家発電による電気は、発電に利用した燃料の使用量で把握します。
- 3 自動車等の移動体は、事業所内ののみを走行するもののエネルギー使用量（ガソリン、軽油等）が対象ですので、事業所外を走行するものは、対象外です。

イ エネルギー使用量の算定の対象期間

計画書・実施状況書を提出する年度の前年度（前年4月～当年3月）

ウ 原油換算エネルギー使用量の算定方法

Σ（エネルギー種類ごとの使用量×単位発熱量）×原油換算係数

※ エネルギー種類ごとに単位発熱量を乗じた値を合算して、原油換算係数を乗じる。
エネルギー使用量の算定方法は、省エネ法政省令と同様です。

エ 原油換算エネルギー使用量の計算書について（計算書①）

「計算書①：エネルギー使用量及びエネルギー起源CO₂排出量」*を用いて、県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所における原油換算エネルギー使用量合計を計算できます。

※ 下記ウェブサイトに掲載する計画書・実施状況書の様式（Excelファイル）内にあります。以降の計算書②、③も同様。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000004635.html>

1：燃料等（燃料、熱及び電気）の種類に対し、単位に注意しつつ、前年度の「②使用量」を入力します。

2：この「②使用量」に対し、燃料等の種類ごとに「①単位発熱量」が掛けられて、「③熱量」が算出されます。

3：この「③熱量」の合計に対し、原油換算係数 0.0258(kJ/GJ)が掛けられて、「Ⓐ原油換算エネルギー使用量」が算出されますので、1,500kJ以上か否か確認します。

(Ⓐ = (③の合計) × 0.0258)

＜参考：1年間のエネルギー使用量 1,500kJ の目安＞

事業所の立地条件や施設の構成等によってエネルギーの使用量は異なりますが、一般的な目安として例示すると次のとおりです。

小売店舗（延べ床面積） 約3万m ² 程度	コンビニエンスストア（店舗数） 30～40店舗程度
オフィス・事務所（電力使用量） 約600万kWh/年程度	ファーストフード店（店舗数） 25店舗程度
ホテル（客室数） 300～400室程度	ファミリーレストラン（店舗数） 15店舗程度
病院（病床数） 500～600床程度	フィットネスクラブ（店舗数） 8店舗程度

【計算書①】エネルギー使用量及びエネルギー起源CO₂排出量（基準年度）

*1 「自家発電」の排出係数については、発電するために投入した燃料使用量から算出すること。
 *2 「電気事業用熱供給施設による供給」の排出については、電気事業用の熱電所又は熱供給事業用の熱供給施設において生産し販売された熱又は電気の量を記入するとともに、その排出係数については、熱及び電気を発生・発電するために投入した燃料使用量等から算出すること。
 *3 「供給した熱」の排出係数については、熱を発生するために電気を使用した場合は、その電気量には基礎排出係数及び調整後排出係数を乗じそれぞれ算出し、上欄及び下欄に記入すること。熱を発生させるために電気を使用していない場合は、排出係数は既定値となる。

- 8 -

(5) 6.5 ガスの排出量について

ア 6.5 ガスの種類と算定対象期間

非エネルギー起源 CO ₂ メタン (CH ₄) 一酸化二窒素 (N ₂ O)	計画書・実施状況書を提出する年度の前年度 (前年 4月～当年 3月)
ハイドロフルオロカーボン (HFC) パーフルオロカーボン (PFC) 六ふつ化硫黄 (SF ₆) 三ふつ化窒素 (NF ₃)	計画書・実施状況書を提出する年の前年 (前年 1月～12月)

イ 6.5 ガスの排出量の算定方法

- 1 : 温室効果ガスごとに、排出している事業活動の抽出
- 2 : 事業活動ごとの排出量の算定 : 温室効果ガス排出量 (t-ガス) = 活動量 × 排出係数
- 3 : 排出量の合計値の算定 : 事業活動ごとに算定した排出量を、温室効果ガスごとに合算
- 4 : 排出量の CO₂ 換算値 (温室効果ガスごと) :
$$\text{温室効果ガス排出量 (t-CO}_2\text{)} = \text{温室効果ガス排出量 (t-ガス)} \times \frac{\text{地球温暖化係数}}{(75^{\circ}\text{C} \text{ 参照})}$$

※ 温室効果ガス排出量の算定方法は、温対法政省令と同様です。

ウ 非エネルギー起源 CO₂ 排出量の計算書について（計算書②）

「計算書②：非エネルギー起源 CO₂ 排出量」を用いて、県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所における非エネルギー起源 CO₂ 排出量合計を計算できます。

- 1 : 次の事業活動が行われているか確認します（業種限定ではありません。）。

非エネルギー起源二酸化炭素 (CO ₂)
原油又は天然ガスの試掘
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施
原油又は天然ガスの生産
セメントの製造
生石灰の製造
ソーダ石灰ガラス又は鉄鋼の製造
ソーダ灰の製造
ソーダ灰の使用
アンモニアの製造
シリコンカーバイドの製造
カルシウムカーバイドの製造
エチレンの製造
カルシウムカーバイドを原料としたアセチレンの使用
電気炉を使用した粗鋼の製造
ドライアイスの使用
噴霧器の使用
廃棄物等の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用

- 2 : 対象となる排出活動、区分に対し、単位に注意しつつ、前年度の「①活動量」を入力します。
- 3 : この「①活動量」に対し、排出活動、区分ごとに、「②排出係数」が掛けられて、「③二酸化炭素排出量」が算出されます。
- 4 : この「③二酸化炭素排出量」について、廃棄物原燃料使用分も含めて合計されることにより、「④非エネルギー起源 CO₂ 排出量」が算出されますので、3,000t-CO₂ 以上か否か確認します。

【計算書②】非エネルギー起源CO₂排出量（基準年度）

①

②

③

	対象となる排出活動、区分	活動量 ① 数値	排出係数 ② 単位	二酸化炭素排出量 ③=①×② t-CO ₂
非エネルギー起源CO ₂ （廃棄物原燃料使用分を除く）	廃棄物の焼却	廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く）	t	2.92 t-CO ₂ /t
		合 成 繊 維	t	2.29 t-CO ₂ /t
		廃 ゴ ム タ イ ャ	t	1.72 t-CO ₂ /t
		合成繊維及び廃ゴムタイヤ以外の廃プラスチック類（産業廃棄物に限る）	t	2.55 t-CO ₂ /t
		その他の廃プラスチック類	t	2.77 t-CO ₂ /t
		ごみ 固 形 燃 料 (R P F)		
		ごみ 固 形 燃 料 (R D F)		
セ メ ン ト 製 造				
生石灰の製造	石 灰	石		
	ド ロ マ イ ト			
ソーダ石灰ガラス又は鉄鋼の製造	石 灰	石		
	ド ロ マ イ ト		t	0.411 t-CO ₂ /t
ソ 一 ダ 灰 の 製 造				
ソ 一 ダ 灰 の 使 用				
アンモニアの製造	石 炭 (一 般 ・ 輸 入)		t	2.3 t-CO ₂ /t
	ナ フ サ		kL	2.2 t-CO ₂ /kL
	石 油 コ 一 ク ス		t	2.8 t-CO ₂ /t
	液 化 石 油 ガ ス (L P G)		t	3.0 t-CO ₂ /t
	液 化 天 然 ガ ス (L N G)		t	2.7 t-CO ₂ /t
	天 然 ガ ス (液 化 天 然 ガ ス (L N G) を 除 く)		千Nm ³	2.2 t-CO ₂ /千Nm ³
	コ 一 ク ス 炉 ガ ス		千Nm ³	0.85 t-CO ₂ /千Nm ³
シリコンカーバイトの製造				
カルシウムカーバイトの製造	生 石 灰 の 製 造		t	0.76 t-CO ₂ /t
	生 石 灰 の 還 元		t	1.10 t-CO ₂ /t
エ チ レ ン の 製 造				
カルシウムカーバイトを原料としたアセチレンの使用				
電 気 炉 を 使 用 と し た 粗 鋼 の 製 造				
ド ラ イ ア イ ス と し て の CO ₂ 使 用 量				
噴 霧 器 の 使 用 に よ る CO ₂ 排 出 量				
その 他				
合 計 (廃 棄 物 原 燃 料 使 用 分 を 除 く)				
非エネルギー起源CO ₂ （廃棄物原燃料使用分）	廃棄物の焼却 (化石燃料に代えて燃焼の用に供される場合)	廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く）	t	2.92 t-CO ₂ /t
		合 成 纖 維	t	2.29 t-CO ₂ /t
		廃 ゴ ム タ イ ャ	t	1.72 t-CO ₂ /t
		合成繊維及び廃ゴムタイヤ以外の廃プラスチック類（産業廃棄物に限る）	t	2.55 t-CO ₂ /t
		その他の廃プラスチック類	t	2.77 t-CO ₂ /t
		ごみ 固 形 燃 料 (R P F)	t	1.57 t-CO ₂ /t
		ごみ 固 形 燃 料 (R D F)	t	0.775 t-CO ₂ /t
製品の製造の用途への使用	廃 ゴ ム タ イ ャ		t	1.72 t-CO ₂ /t
	合 成 纖 維 及 び 廃 ゴ ム タ イ ャ 以 外 の 廃 プ ラ ス チ ィ ク 類 (産 業 廃 棄 物 に 限 る)		t	2.55 t-CO ₂ /t
	そ の 他 の 廃 プ ラ ス チ ィ ク 類		t	2.77 t-CO ₂ /t
廃棄物燃料の使用	廢油（植物性のもの及び動物性のものを除く） から 製 造 さ れ る 燃 料 油		kL	2.63 t-CO ₂ /kL
	廢プラスチック類から製造される燃料油 (自ら 製 造 す る も の を 除 く)		kL	2.62 t-CO ₂ /kL
	ごみ 固 形 燃 料 (廃 棄 物 に 該 当 し な い R P F)		t	1.57 t-CO ₂ /t
	ごみ 固 形 燃 料 (廃 棄 物 に 該 当 し な い R D F)		t	0.775 t-CO ₂ /t
その 他				
合 計 (廃 棄 物 原 燃 料 使 用 分)				
非エネルギー起源CO ₂ 総合計				
全社従業員数 21人以上であり 廃棄物原燃料使用分も含めて、 3,000t-CO ₂ 以上なら対象				

エ その他温室効果ガスの計算書について（計算書③）

「計算書③：その他温室効果ガス排出量」を用いて、県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所におけるメタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄、三ふつ化窒素のそれぞれの排出量合計を計算できます。

1：次の事業活動が行われているか確認します（業種限定ではありません。）。

メタン (CH ₄)	一酸化二窒素 (N ₂ O)
燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用	燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用
電気炉における電気の使用	原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施
石炭の採掘	原油又は天然ガスの生産
原油又は天然ガスの試掘	アジピン酸等化学製品の製造
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施	麻酔剤の使用
原油又は天然ガスの生産	家畜の排せつ物の管理
原油の精製	耕地における肥料の使用
都市ガスの製造	耕地における農作物の残さの肥料としての使用
カーボンブラック等化学製品の製造	農業廃棄物の焼却
家畜の飼養（消化管内発酵）	工場廃水の処理
家畜の排せつ物の管理	下水、し尿等の処理
稲作	廃棄物等の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用
農業廃棄物の焼却	
廃棄物の埋立処分	
工場廃水の処理	
下水、し尿等の処理	
廃棄物等の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用	
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	パーフルオロカーボン (PFC)
クロロジフルオロメタン(HCFC-22)の製造	アルミニウムの製造
ハイドロフルオロカーボン (HFC) の製造	パーフルオロカーボン (PFC) の製造
家庭用電気冷蔵庫等 HFC 封入製品の製造における HFC の封入	半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等における PFC の使用
業務用冷凍空気調和機器の使用開始における HFC の封入	溶剤等の用途への PFC の使用
業務用冷凍空気調和機器の整備における HFC の回収及び封入	
家庭用電気冷蔵庫等 HFC 封入製品の廃棄における HFC の回収	
プラスチック製造における発泡剤としての HFC の使用	
噴霧器及び消火剤の製造における HFC の封入	
噴霧器の使用	
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等における HFC の使用	
溶剤等の用途への HFC の使用	
三ふつ化窒素 (NF ₃)	六ふつ化硫黄 (SF ₆)
三ふつ化窒素 (NF ₃) の製造	マグネシウム合金の鋳造
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等における NF ₃ の使用	六ふつ化硫黄 (SF ₆) の製造
	変圧器等電気機械器具の製造及び使用の開始における SF ₆ の封入
	変圧器等電気機械器具の使用
	変圧器等電気機械器具の点検における SF ₆ の回収
	変圧器等電気機械器具の廃棄における SF ₆ の回収
	半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等における SF ₆ の使用

2：温室効果ガスの種類ごとに、対象となる排出活動、区分や燃料種等を選択することにより、「②単位発熱量」、「③排出係数」等が入力されます。

（HFC、PFC では、温室効果ガスの種類も選択します。）

3：次に、単位に注意しつつ、前年度（HFC、PFC、SF₆、NF₃ は前年）の「①活動量」を入力すると、「②単位発熱量」、「③排出係数」、「④地球温暖化係数」が掛けられて、「⑤温室効果ガス排出量（CO₂換算値）」が算出されます。

4：この「⑤温室効果ガス排出量（CO₂換算値）」について、温室効果ガスの種類ごとに合計されることにより、「⑥メタン排出量」、「⑦一酸化二窒素排出量」、「⑧ハイドロフルオロカーボン排出量」、「⑨パーフルオロカーボン排出量」、「⑩六ふつ化硫黄排出量」、「⑪三ふつ化窒素排出量」が算出されますので、それぞれ 3,000t-CO₂ 以上か否か確認します。

【計算書③】その他温室効果ガス排出量（基準年度）

3 提出書類等

(1) 提出書類及び記載項目

計画書等の作成・提出の対象となる特定事業者は、以下の書類を提出する必要があります。

① 地球温暖化対策計画書 (計画期間の初年度(その後、原則3年ごと)に提出)

提出書類	記載項目
様式第1	地球温暖化対策計画書提出書
別紙1	1 地球温暖化対策の推進に関する方針 2 地球温暖化対策の推進体制 3 温室効果ガス排出量の計算書
計算書	
別紙2	3 温室効果ガスの排出の状況 (1) 温室効果ガス別の排出量（基準年度） (2) 補整後の温室効果ガス排出量（基準年度） (3) 大規模工場等の温室効果ガス排出量（基準年度）
別紙3	
別紙4	4 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る目標 (1) 基準年度及び計画期間 (2) 排出の量の削減等に係る目標 (3) 目標設定の考え方
別紙5	5 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る措置 (1) 削減対策の実施状況又は計画期間内における計画状況 (2) 温室効果ガスの排出量の削減等に向けた先進的・先導的対策の計画状況 (3) 補整後の温室効果ガス排出量の算出に用いるクレジット等の利用 (4) クレジット等に関する温室効果ガス換算量の算定方法及び考え方
別紙6	
別紙7	

② 地球温暖化対策実施状況書 (計画書を提出した翌年度以降、毎年度提出)

提出書類	記載項目
様式第2	地球温暖化対策実施状況書提出書
別紙1	1 地球温暖化対策の推進に関する方針 2 地球温暖化対策の推進体制 3 温室効果ガス排出量の計算書
計算書	
別紙2	3 温室効果ガスの排出の状況 (1) 温室効果ガス別の排出量（実績年度） (2) 補整後の温室効果ガス排出量（実績年度） (3) 大規模工場等の温室効果ガス排出量（実績年度）
別紙3	
別紙4	4 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る目標の達成状況 (1) 実績年度、基準年度及び計画期間 (2) 排出の量の削減等に係る目標の達成状況 (3) 達成状況とその主な要因
別紙5	5 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る措置の実施状況 (1) 削減対策の実施状況 (2) 温室効果ガスの排出量の削減等に向けた先進的・先導的対策の実施状況 (3) 補整後の温室効果ガス排出量の算出に用いるクレジット等の利用 (4) クレジット等に関する温室効果ガス換算量の算定方法及び考え方
別紙6	
別紙7	

(2) 作成・提出時期

・地球温暖化対策計画書

原則3年度ごとの4月1日から7月31日までの間に作成・提出します。

(計画書の変更時は速やかに再提出する必要があります(46ページ参照)。)

・地球温暖化対策実施状況書

計画書を提出した翌年度以降、毎年度4月1日から7月31日までの間に作成・提出します。

(3) 提出方法

・原則、あいち電子申請・届出システムで提出します(50ページ参照)。

提出先として(4)の県民事務所等を選択

○ あいち電子申請・届出システム ウェブサイト

(https://www.shinsei.e-aichi.jp/toppage-aichi-t/top/municipalitySelection_initDisplay.action)

・紙書類での控えが必要な場合は、電子申請により提出した後に、県民事務所等に1部提出。

(郵送の場合は返信用封筒(切手を貼付)を同封)

(4) 提出先

計画書提出書の中で、県内(名古屋市内を除く)で主たる工場等(事業所)(15ページ参照)を選定・記入し、その所在地を所管する県民事務所等の環境保全課に提出します。

提出先一覧

提出窓口	所管市町村	住所	電話	ファックス
東三河総局 環境保全課	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	〒440-8515 豊橋市八町通5-4	0532-35-6112	0532-56-5188
東三河総局 新城設楽振興事務所 環境保全課	新城市、設楽町、東栄町、豊根村	〒441-1365 新城市字石名号 20-1	0536-23-2117	0536-22-2316
尾張県民事務所 環境保全課	(環境保全第一グループ) 一宮市、犬山市、江南市、稻沢市、 岩倉市、清須市、北名古屋市、 豊山町、大口町、扶桑町 (環境保全第二グループ) 瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、 豊明市、日進市、長久手市、東郷町	〒460-8512 名古屋市中区三の丸2-6-1	(第一グループ) 052-961-7254 (第二グループ) 052-961-7255	052-961-7285
海部県民事務所 環境保全課	津島市、愛西市、弥富市、あま市、 大治町、蟹江町、飛島村	〒496-8531 津島市西柳原町 1-14	0567-24-2131	0567-24-3008
知多県民事務所 環境保全課	半田市、常滑市、東海市、大府市、 知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、 美浜町、武豊町	〒475-8501 半田市出口町1-36	0569-21-8111(代)	0569-31-1331
西三河県民事務所 環境保全課	(環境保全第一グループ) 岡崎市、西尾市、幸田町 (環境保全第二グループ) 碧南市、刈谷市、安城市、知立市、 高浜市	〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4	(第一グループ) 0564-27-2875 (第二グループ) 0564-27-2876	0564-26-2228
西三河県民事務所 〔豊田庁舎〕 豊田加茂環境保全課	豊田市、みよし市	〒471-8503 豊田市元城町4-45	0565-32-7494	0565-32-3975

<参考>

名古屋市の条例に基づく地球温暖化対策計画書についての問い合わせ先

名古屋市環境局環境企画部 低炭素都市推進課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1 電話: 052-972-2693

4 地球温暖化対策計画書の作成

地球温暖化対策計画書は、3年に1回提出することとなっております。

地球温暖化対策計画書の様式は、県ウェブサイトからダウンロードできます。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000004635.html>

様式は、複数のシートで構成されているExcelファイルですが、行や列を増やす又は減らすことはしないでください。

(1) 地球温暖化対策計画書提出書（様式第1）

① 提出者の郵便番号、住所、氏名

- ・法人の所在地（郵便番号）・・・本社所在地等
- ・法人の名称
- ・法人の代表者の役職名及び氏名（押印の必要はありません。）

※ 代表者から事務委任を受けている者の氏名で提出することもできます。その場合、代表者からの委任状の写しをPDFファイルで添付します。

② 県内の主たる工場等の名称、所在地

県内（名古屋市内を除く）の事業所のうち、排出量の最も大きい事業所や取りまとめを行う事業所等から選定し、記入します（本条例において「工場等」は事業所全般を指す。以下同じ。）。

一度主たる工場等として選定したら、事業所が廃止されない限り変更しません。

→ 当該事業所のある市町村を所管する県民事務所等に計画書等を提出することとなります。

③ 該当する事業者の要件

特定事業者として該当することとなった条例施行規則の要件を全て選択します。

- ・規則第3条-1-1 エネルギー使用量1,500k1以上
- ・規則第3条-1-2 6.5ガス排出量3,000t-CO₂以上
- ・規則第3条-2 連鎖化事業者（フランチャイズチェーン事業者）

※ 連鎖化事業者は、規則第3条-1-1又は規則第3条-1-2のいずれかを選択します。

④ 主たる事業の業種

事業者の主たる事業について、日本標準産業分類（56ページ参照、2013年10月改定）の大分類・中分類に従い、アルファベット・番号及び業種名を選択します。

⑤ 主たる事業の内容

県内（名古屋市内を除く）における主たる事業の内容を簡潔に記入します。

⑥ 事業者の規模

事業者の資本金、事業者全体（県外を含む）で常時使用する従業員数を記入します。

⑦ 連絡先

計画書提出書を作成・取りまとめをしている連絡先として、以下の内容を記入します。

担当部署名（法人の名称を除く。）、郵便番号、所在地、担当者名、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス（※）

※ 計画書制度の関係情報はこちらの連絡先に送付します。また、担当者が変わることにより当課から連絡できないことがありますので、会社の所属のメールアドレスがあれば、それを記入してください。メールアドレスは複数を入力せず、一つのみ記入してください。

様式第1（第8条関係）

事業者番号	※
-------	---

地球温暖化対策計画書提出書

西暦で記入

年 月 日

愛知県知事 殿

郵便番号

提出者 住 所

名称(カナ)

名 称

代表者氏名

事業者の住所(本社所在地等)、
事業者名等を記入

代表者役職名・氏名を記入

愛知県地球温暖化対策推進条例第8条第1項の規定により、地球温暖化対策計画書を提出します

県内(名古屋市内を除く)の事業所のうち、排出量の最も大きい事業所や取りまとめを行う事業所等について記入
→当該事業所のある市町村を所管する
県民事務所等に計画書を提出

県内の主たる工場等の名称			
県内の主たる工場等の所在地			
該当する事業者の要件	<input type="checkbox"/> 規則第3条第1項第1号該当事業者	該当する要件を全て選択 3条-1-1 エネルギー使用量 1,500k1以上 3条-1-2 6.5ガス排出量 3,000t-CO ₂ 以上 3条-2 フランチャイズチェーン事業者	
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則第3条第1項第2号該当事業者		
	<input type="checkbox"/> 規則第3条第2項該当事業者		
主たる事業の業種	大分類	事業者の主たる事業について、日本標準産業分類の大分類・中分類を選択	
	中分類		
主たる事業の内容	資本金	円	
	常時使用する従業員数		
地球温暖化対策計画書	別紙のとおり。		
連絡先	担当部署	担当部署名	法人名を除き、それ以降の部署名を記入
		郵便番号	
		所在地	
	担当者名	担当者が変わることにより当課から連絡できないことがありますので、会社の所属のメールアドレスがあれば、それを記入	
	電話番号		
	ファクシミリ番号		
メールアドレス			

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

3 連鎖化事業者にあっては、「主たる事業の業種」欄及び「主たる事業の内容」欄には、連鎖化事業の業種又は内容を記載すること。

(2) 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制（別紙1）

① 地球温暖化対策の推進に関する方針

地球温暖化対策を推進していくにあたっての基本方針をはじめ、設備の維持管理方針や設備の新設・更新に対する方針（目標・投資基準など、できる限り明確な数値で示す。）、従業員の教育方針などについて、実情に即した取組方針を記入します。

② 地球温暖化対策の推進体制

地球温暖化対策の推進体制について、組織間の関係や組織内の責任者や推進員などの関係を記入します。計画書制度の取りまとめ部署もわかるように記入します。

また、県外分等を含めて記入する場合は、県内（名古屋市内を除く）の事業所に係る部分がわかるようにします。

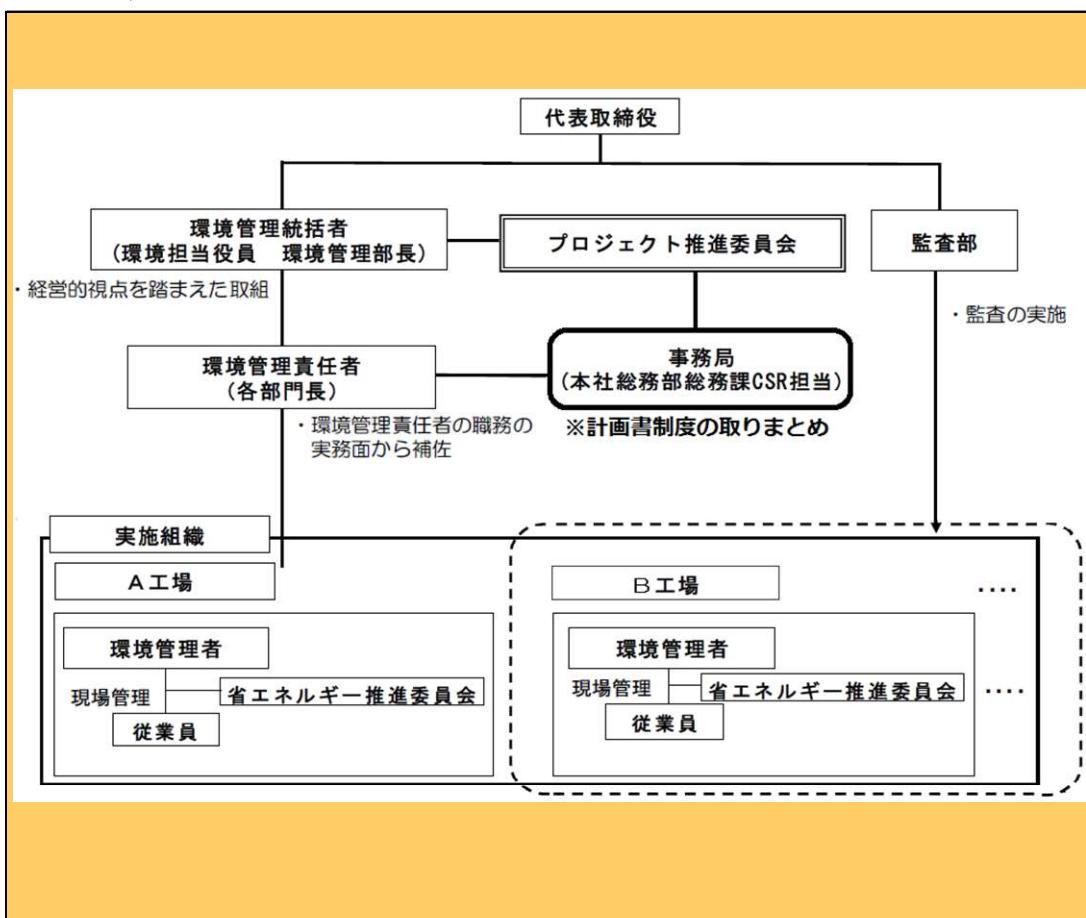
1 地球温暖化対策の推進に関する方針

(例)

当社は、地球温暖化対策の重要性と企業に求められる社会的責任を踏まえて、当社から排出される温室効果ガスの削減を図るため、経営層を含めた責任者と担当者を明確化しつつ全員参加体制による社内の管理体制を構築し、計画的な取組を実施することにより、持続的発展が可能な企業を目指していきます。

- ・機器・設備の効率の改善に必要な事項の計測・記録、保守・点検を定期的に行い、良好で効率的な状態を維持します。
- ・設備改修においては投資回収年数が5年以内のものは実施します。
- ・効率において最新機器に対し10%の差がついたときは改修又は更新を検討します。
- ・この取組方針、温室効果ガス排出量の削減の目標の遵守状況について定期的に確認・評価を行い、取組の更なる計画、実施につなげます。
- ・取組方針、評価手法について、定期的に精査を行い、必要に応じ見直しを行います。
- ・従業員への研修や、社外への積極的な情報発信を行います。

2 地球温暖化対策の推進体制



(3) 温室効果ガス排出量の計算書（基準年度）

規模要件により対象となった温室効果ガスのみについて、計画書を提出する前年度（基準年度）における県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所の排出量合計に関し、関係する計算書①～③を用いて算定します。

ア エネルギー起源 CO₂ 排出量（計算書①）

（ア）排出量の計算式

エネルギー起源 CO₂ 排出量については、①燃料の使用、②他人から供給された熱の使用、③他人から供給された電気の使用による二酸化炭素排出量の合計です。

それぞれのエネルギーの使用量に排出係数を掛けることにより排出量が算出されます。

$$\boxed{\text{エネルギー起源CO}_2\text{排出量}} = \boxed{\text{エネルギー使用量}} \times \boxed{\text{排出係数} \\ (58^\circ\text{ジ}^\circ \sim)}$$

なお、他人に電気又は熱を供給した場合、その分のエネルギーを生産するために排出された CO₂ 排出量を控除します（燃料を使用し自家発電した電気の販売も含む。）。この量は、電気又は熱の供給量に排出係数（=発電・熱の発生に係る CO₂ 排出量÷発電量・発生熱量）を乗じて算出します（ただし、電気事業者・熱供給事業者は配分前の排出量も算出します。）。

また、販売した副生エネルギー（燃料）がある場合も、その燃料を燃焼させたとき排出される CO₂ 排出量分を控除することができます。

※ 温室効果ガス排出量の算定方法は、温対法政省令と同様です。

（イ）電気の排出係数

電気事業者から供給された電気を使用する場合、毎年度、国が電気事業者ごとの基礎排出係数と調整後排出係数を公表します。

この排出係数を使用し、基礎排出係数使用時と調整後排出係数使用時の2種類の二酸化炭素排出量を算定します（<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>）。調整後排出係数は、特別な電力契約をしていない限り、「残差」の排出係数を使用してください。

（ウ）エネルギー起源 CO₂ 排出量に係る計算書①について

エネルギー起源 CO₂ 排出量には、他人から供給された電気の使用に関して基礎排出係数を用いる排出量と調整後排出係数を用いる排出量の2つの値があります。

1：燃料等（燃料、熱及び電気）の種類に対し、単位に注意しつつ、前年度の「②使用量」を入力すると、燃料等の種類ごとに、「①単位発熱量」が掛けられて、「③熱量」が算出されます。

2：次に、年度の「④販売した副生エネルギーの量」について、燃料等の種類に対し、単位に注意しつつ入力すると、燃料等の種類ごとに、「①単位発熱量」が掛けられて、「⑤熱量」が算出されます。

3：燃料及び熱については、「③熱量」と「⑤熱量」が算出されると、その差に「⑥排出係数」が掛けられて、燃料及び熱に係る「⑦二酸化炭素排出量」が算出されます。

4：電気については、購入した電気事業者に合わせて「⑥基礎排出係数及び調整後排出係数」を入力すると、電気に係る「⑧CO₂ 排出量（基礎排出係数使用時）」及び「⑨CO₂ 排出量（調整後排出係数使用時）」が算出され、さらに、「⑧CO₂ 排出量（基礎排出係数使用時）」及び「⑨CO₂ 排出量（調整後排出係数使用時）」のそれぞれ合計が算出されます。

5：なお、電気事業や熱供給業を行っている場合は、「電気事業・熱供給業による供給」欄を入力すると、「⑧CO₂ 排出量（基礎排出係数使用時）」及び「⑨CO₂ 排出量（調整後排出係数使用時）」の合計並びに「CO₂ 排出量（発電所等配分前）」が算出されます。

【計算書①】エネルギー使用量及びエネルギー起源CO₂排出量（基準年度）

*1 「自家発電」の排出係数については、発電するために投入した燃料使用量から算出すること。
*2 「電気事業、熱供給事業による供給」の欄については、電気事業用の電源所又は熱供給事業用の熱供給施設において生産し販売された熱又は電気の量を記入するとともに、その排出係数については、熱及び電気を発生・輸送するため投入した燃料使用量から算出すること。
*3 「供給した熱」の排出係数については、熱を発生するために電気を使用した場合は、その電気量には基礎排出係数及び調整後排出係数を乗じそれぞれ算出し、上欄及び下欄に記入すること。熱を発生させために電気を使用していない場合は、排出係数同じ値となる。

イ 非エネルギー起源 CO₂ 排出量（計算書②）

（ア）排出量の計算式

9ページのとおり、非エネルギー起源 CO₂ に関する事業活動が行われている場合、活動量に排出係数を掛けることにより排出量が算出されます。

$$\boxed{\text{非エネルギー起源CO}_2\text{排出量}} = \boxed{\text{活動量}} \times \boxed{\text{排出係数} \\ (58^\circ\text{--}75^\circ)}$$

非エネルギー起源 CO₂ 排出量については、廃棄物原燃料使用に係る排出量（⑥2）と、それ以外の排出量（⑥1）を区別して算定します。

※ 温室効果ガス排出量の算定方法は、温対法政省令と同様です。

（イ）非エネルギー起源 CO₂ 排出量に係る計算書②について

9ページのとおり計算します。

ただし、廃棄物原燃料使用に関する排出活動等に係る活動量と、それ以外の排出活動等に係る活動量は区別して入力し、廃棄物原燃料使用に係る排出量（⑥2）と、それ以外の排出量（⑥1）を区別して算定します。

※ 規模要件の適用においては、廃棄物原燃料使用に係る排出量とそれ以外の排出量を合計して、3,000t-CO₂ 以上か否かを確認します（9ページ参照）。

ウ その他温室効果ガス排出量（計算書③）

（ア）排出量の計算式

12ページのとおり、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふつ化硫黄（SF₆）、三ふつ化窒素（NF₃）に関する事業活動が行われている場合、活動量に排出係数、地球温暖化係数を掛けることにより排出量が算出されます。

排出量の算定に当たっては、全て二酸化炭素の量に換算した量（単位は t-CO₂）として計算します。

$$\boxed{\text{温室効果ガスの排出量} \\ (\text{二酸化炭素換算})} = \boxed{\text{活動量}} \times \boxed{\text{排出係数} \\ (58^\circ\text{--}75^\circ)} \times \boxed{\text{地球温暖化係数} \\ (75^\circ)}$$

（イ）その他温室効果ガス排出量に係る計算書③について

11ページのとおり計算します。

上記ア、イ、ウの算定方法は、温対法に基づく「温室効果ガスの排出量の算定・報告制度」と同じ方法です。

排出係数等は、原則としてこの手引きにあるものを用いることとしますが、実測を基にした排出係数等を設定して排出量を算定することもできます（規模要件確認時を除く）。そのような場合は、計算書の「その他」の欄に記入します。

		【計算書③】その他温室効果ガス排出量（基準年度）		11, 12 °-シ 参照	
		【計算書②】非エネルギー起源CO ₂ 排出量（基準年度）		9, 10 °-シ 参照	
非エネルギー起源CO ₂ （廃棄物原燃料使用分を除く）	対象となる排出活動、区分	活動量		排出係数	
		① 数値	② 単位	③=①×② t-CO ₂	二酸化炭素排出量 t-CO ₂
廃棄物の焼却	廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く）	t		2.92 t-CO ₂ /t	
	合 成 繊 維	t		2.29 t-CO ₂ /t	
	廃 ゴ ム タ イ ヤ	t		1.72 t-CO ₂ /t	
	合成繊維及び廃ゴムタイヤ以外の廃プラスチック類（産業廃棄物に限る）	t			
	その他の廃プラスチック類	t			
	ごみ 固 形 燃 料 (R P F)	t			
	ごみ 固 形 燃 料 (R D F)	t			
	セ メ ン ト 製 造	t			
	生 石 灰 の 製 造	石 灰	石		
	ド 口 マ イ ト	t			
ソーダ石灰ガラス又は鉄鋼の製造	石 灰	石	石	0.440 t-CO ₂ /t	
	ド 口 マ イ ト	t		0.471 t-CO ₂ /t	
	ソ 一 ダ 灰 の 製 造	t		1.000 t-CO ₂ /t	
	ソ 一 ダ 灰 の 使 用	t		0.415 t-CO ₂ /t	
	石 炭 (一 般 ・ 輸 入)	t		2.3 t-CO ₂ /t	
	ナ フ サ	kL		2.2 t-CO ₂ /kL	
	石 油 コ 一 ク ス	t		2.8 t-CO ₂ /t	
	液 化 石 油 ガ ス (L P G)	t		3.0 t-CO ₂ /t	
	液 化 天 然 ガ ス (L N G)	t		2.7 t-CO ₂ /t	
	天 然 ガ ス (液 化 天 然 ガ ス (L N G) を 除 く)	千Nm ³		2.2 t-CO ₂ /千Nm ³	
アンモニアの製造	コ 一 ク ス 炉 ガ ス	千Nm ³		0.85 t-CO ₂ /千Nm ³	
	石 油 系 炭 化 水 素 ガ ス	千Nm ³		2.30 t-CO ₂ /千Nm ³	
	シ リ コ ン カ ー バ イ ト の 製 造	t		2.30 t-CO ₂ /t	
	カルシウムカーバイトの製造	t		0.76 t-CO ₂ /t	
	生 石 灰 の 還 元	t		1.10 t-CO ₂ /t	
	エ チ レ ン の 製 造	t		0.014 t-CO ₂ /t	
	カルシウムカーバイトを原料としたアセチレンの使用	t		3.4 t-CO ₂ /t	
	電 気 炉 を 使 用 と し た 粗 鋼 の 製 造	t		0.005 t-CO ₂ /t	
	ド ラ イ ア イ ス と し て の CO ₂ 使 用 量	t		1 t-CO ₂ /t	
	噴 霧 器 の 使 用 に よ る CO ₂ 排 出 量	t		1 t-CO ₂ /t	
その 他	独自の排出係数を使用するときはこの欄を利用する。				
合 計 (廃 棄 物 原 燃 料 使 用 分 を 除 く)					(b) 1
非エネルギー起源CO ₂ （廃棄物原燃料使用分）	廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く）	t		2.92 t-CO ₂ /t	
	合 成 纖 維	t		2.29 t-CO ₂ /t	
	廃 ゴ ム タ イ ヤ	t		1.72 t-CO ₂ /t	
	合成繊維及び廃ゴムタイヤ以外の廃プラスチック類（産業廃棄物に限る）	t		2.55 t-CO ₂ /t	
	その他の廃プラスチック類	t		2.77 t-CO ₂ /t	
	ごみ 固 形 燃 料 (R P F)	t		1.57 t-CO ₂ /t	
	ごみ 固 形 燃 料 (R D F)	t		0.775 t-CO ₂ /t	
	廃 ゴ ム タ イ ヤ				
	合成繊維及び廃ゴムタイヤ以外の廃プラスチック類（産業廃棄物に限る）				
	その他の廃プラスチック類	t		2.77 t-CO ₂ /t	
廃棄物燃料の使用	廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く）	kL		2.63 t-CO ₂ /kL	
	から 製 造 さ れ る 燃 料 油	kL		2.62 t-CO ₂ /kL	
	廃プラスチック類から製造される燃料油（自ら製造するものを除く）	kL		1.57 t-CO ₂ /t	
	ごみ 固 形 燃 料 (廃 棄 物 に 該 当 し な い R P F)	t		0.775 t-CO ₂ /t	
	ごみ 固 形 燃 料 (廃 棄 物 に 該 当 し な い R D F)	t			
その 他					
合 計 (廃 棄 物 原 燃 料 使 用 分)					(b) 2
非エネルギー起源CO₂ 総合計					

(4) 温室効果ガスの排出の状況（別紙2）

① 温室効果ガス別の排出量（基準年度）

規模要件により対象となった温室効果ガスのみについて、計画書を提出する前年度（基準年度）における県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所の排出量合計をガスの種類別に記入します。

当該温室効果ガスに係る（3）の計算書を入力することにより自動入力されます。

「①エネルギー起源 CO₂」欄は、県内（名古屋市内を除く）でエネルギー使用量が1,500k_l以上の場合に、基礎排出量（電気は基礎排出係数を使用）を記入します。

「②非エネルギー起源 CO₂」～「⑨NF₃」は、県内（名古屋市内を除く）で排出量が3,000t-CO₂以上である温室効果ガスのみについて記入します。なお、「②非エネルギー起源 CO₂（③を除く）」と「③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源 CO₂」は合計で3,000t-CO₂以上の場合に、それぞれ区別して記入します。

なお、電気事業・熱供給業を行っている場合は「⑩エネルギー起源 CO₂（発電所等配分前）」の欄も記入します。

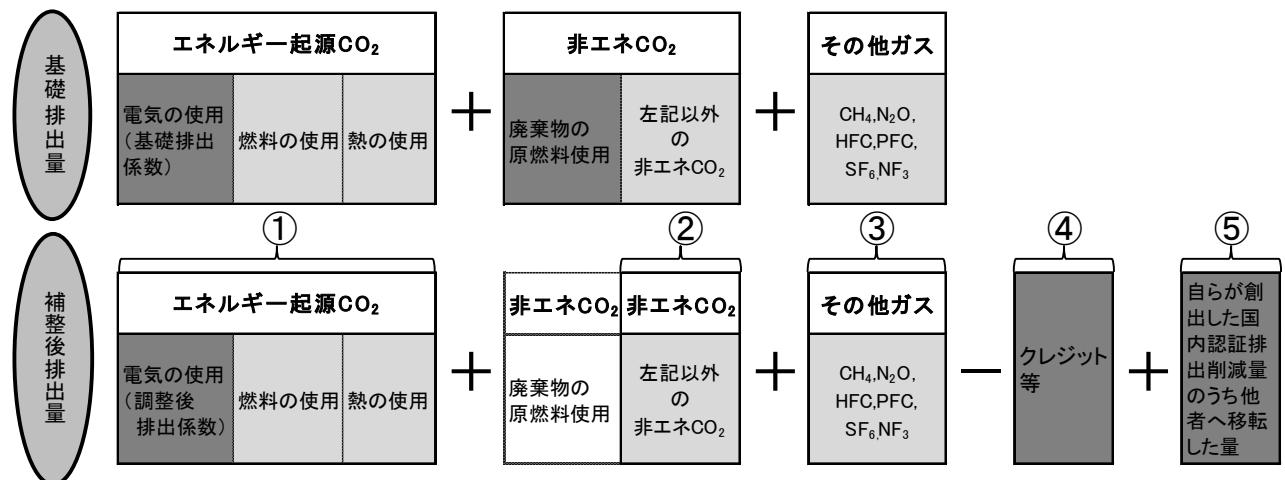
排出量は小数点以下切捨ての整数値で記入します。

② 補整後の温室効果ガス排出量（基準年度）

全ての事業者は補整後温室効果ガス排出量（電気は調整後排出係数を使用、廃棄物の原燃料使用に伴う非エネCO₂分・クレジット等利用分を控除）を記入します。規模要件により対象となった温室効果ガスに係る（3）の計算書及び、必要に応じ「別紙7（3）補整後の温室効果ガス排出量の算出に用いるクレジット等の利用」欄を入力することにより自動入力されます。

排出量は小数点以下切捨ての整数値で記入します。

※ 補整後温室効果ガス排出量の算定イメージ



○ 補整後温室効果ガス排出量は、【①+②+③-④+⑤】で補整します。

（補整の結果、補整後排出量が0を下回った場合には、0とします。）

①=エネルギー起源 CO₂（他人への電気又は熱の供給に係るもの）を除く。）

- 他人から供給された電気の使用量×調整後排出係数
- 燃料及び熱の使用に伴う基礎排出量

②=非エネルギー起源 CO₂（廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。）

③=メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、六ふつ化硫黄及び三ふつ化窒素の基礎排出量

④=無効化されたJクレジット等（国内クレジット、オフセット・クレジット（J-VER）

を含む）・グリーンエネルギーCO₂削減相当量・二国間クレジット（JCMクレジット）

⑤=自らが創出した国内認証排出削減量のうち他者へ移転した量

3 溫室効果ガスの排出の状況

(1) 溫室効果ガス別の排出量（基準年度）

温室効果ガスの種類	①エネルギー起源CO ₂	②非エネルギー起源CO ₂ (③を除く。)	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO ₂	④CH ₄	⑤N ₂ O
排出量 (t-CO ₂)	②～⑨ 県内（名古屋市内を除く）で排出量が3,000t-CO ₂ 以上であるガスのみ記入 なお、②及び③は合計で3,000t-CO ₂ 以上の場合にそれぞれ記入				
① 県内（名古屋市内を除く）でエネルギー使用量が1,500kWh以上の場合に、基礎排出量（電気は基礎排出係数を使用）を記入 (t-CO ₂)	⑥HFC	⑦PFC	⑧SF ₆	⑨NF ₃	⑩エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前)
					合計（①～⑨） ①～⑨の合計を記入
					⑩ 電気事業・熱供給業を行っている場合は配分前の数字も記入

(2) 補整後の温室効果ガス排出量（基準年度）

補整後温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	
--------------------------------------	--

排出量は小数点以下切捨の整数値で記入

全ての事業者が補整後温室効果ガス排出量（電気は調整後排出係数を使用、廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギーCO₂分・クレジット等利用分を控除）を記入
クレジット等利用分を控除する場合は、別紙7(3)を入力すると**自動計算される**。

(5) 大規模工場等の温室効果ガス排出量（基準年度）（別紙3）

① 工場等の名称

県内（名古屋市内を除く）で、原油換算エネルギー使用量1,500k1以上又はエネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出量3,000t-CO₂以上の大規模工場等（＝大規模事業所）の名称を記入します。

② 代表電話番号、郵便番号、所在地

大規模工場等の代表電話番号、郵便番号、所在地を記入します。代表電話番号は市外局番から記入します（担当者のダイヤルイン番号ではありませんのでご注意ください。）。

③ 事業の業種

事業所の主たる事業について、日本標準産業分類（56ページ参照、2013年10月改定）の大分類・中分類に従い、アルファベット・番号及び業種名を選択します。

④ 温室効果ガスの種類別の排出量

①の規模要件を満たした温室効果ガスのみについて、計画書を提出する前年度（基準年度）における大規模工場等の排出量をガスの種類別に記入します。

「①エネルギー起源CO₂」欄は、事業所でのエネルギー使用量が1,500k1以上の場合に、基礎排出量（電気は基礎排出係数を使用）を記入します。

「②非エネルギー起源CO₂」～「⑨NF₃」は、事業所での排出量が3,000t-CO₂以上である温室効果ガスのみについて記入します。なお、「②非エネルギー起源CO₂（③を除く）」と「③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO₂」は合計で3,000t-CO₂以上の場合に、それぞれ記入します。

なお、電気事業・熱供給業を行っている場合は「⑩エネルギー起源CO₂（発電所等配分前）」も記入します。

排出量は小数点以下切捨の整数值で記入します。

大規模工場等の排出量算定のための計算書は添付されていませんが、計画書提出書エクセルファイルを別途ダウンロードし、計算書のみを利用していただくこともできます。

県内（名古屋市内を除く）の大規模工場等（大規模事業所）における基準年度（前年度）の排出量について記入

（3）大規模工場等の温室効果ガス排出量（基準年度）

（原油換算エネルギー使用量1,500kJ以上又はエネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出量
3,000 t-CO₂以上の工場等）

所在地は愛知県から記入

1 工場等の名称			代表電話番号		
郵便番号	工場等の所在地				
事業の業種	大分類				
	中分類				
温室効果ガスの種類	①エネルギー起源CO ₂	②非エネルギー起源CO ₂ (③を除く。)	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO ₂	④CH ₄	⑤N ₂ O
排出量(t-CO ₂)				①～⑨の合計を記入	

① 事業所でのエネルギー使用量が1,500kJ以上の場合に、基礎排出量（電気は実排出係数を使用）を記入

②～⑨ 事業所での排出量が3,000t-CO₂以上であるガスのみ記入

②及び③は合計で3,000t-CO₂以上の場合にそれぞれ記入

⑩ エネルギー起源CO₂（発電所等配分前）

合計（①～⑨）

⑩ 電気事業・熱供給業を行っている場合は配分前の数字も記入

事業の業種	大分類				
	中分類				
温室効果ガスの種類	①エネルギー起源CO ₂	②非エネルギー起源CO ₂ (③を除く。)	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO ₂	④CH ₄	⑤N ₂ O
排出量(t-CO ₂)					
温室効果ガスの種類	⑥HFC	⑦PFC	⑧SF ₆	⑨NF ₃	⑩エネルギー起源CO ₂ （発電所等配分前）
排出量(t-CO ₂)					合計（①～⑨）

排出量は小数点以下切捨ての整数值で記入

3 工場等の名称			代表電話番号		
郵便番号	工場等の所在地				
事業の業種	大分類				
	中分類				
温室効果ガスの種類	①エネルギー起源CO ₂	②非エネルギー起源CO ₂ (③を除く。)	③ エネルギー起源CO ₂	大規模工場等の主たる事業について、日本標準産業分類の大分類・中分類を選択	
排出量(t-CO ₂)					
温室効果ガスの種類	⑥HFC	⑦PFC	⑧SF ₆	⑨NF ₃	⑩エネルギー起源CO ₂ （発電所等配分前）
排出量(t-CO ₂)					合計（①～⑨）

大規模工場等について、複数ある場合は全てを記入

(6) 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る目標（別紙4）

① 基準年度及び計画期間

基準年度：計画書を作成する前年度（西暦で記入）

計画期間：計画書を作成する年度（第1年度）から翌々年度（第3年度）まで（西暦で記入）

② 排出の量の削減等に係る目標

排出量または排出原単位のいずれかを選択し目標を立てます。選択した排出量または排出原単位については、計画期間中は原則変更できません。

※ 排出量の場合

・基準年度の排出量

補整後温室効果ガス排出量（別紙2の3（2）の値）を転記します。

・計画期間における排出量、基準年度比削減率

補整後温室効果ガスについての計画期間の各年度の排出量を設定し、記入します。基準年度の排出量に対する削減率及び計画期間の平均は自動計算されます。

* 排出量は小数点以下切捨てで記入、削減率は小数第1位（小数第2位を四捨五入）で表示されます。

※ 排出原単位の場合

・原単位の指標と単位

温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ指標を設定し記入します。事業所や部門によって、原単位の指標が異なる場合は、複数設定することができます。ただし、全ての排出原単位により、県内（名古屋市内を除く）の事業者全体の排出量を網羅すること。

また、排出量への寄与度が最も高いものを1つ選定し、評価対象の排出原単位とします。

・基準年度の排出原単位

補整後温室効果ガス排出量（別紙2の3（2）の値）を原単位の指標で割って算出し、記入します。単位は、排出原単位の分子となる単位をkg-CO₂、t-CO₂のいずれかで選択します。

・計画期間における排出原単位、基準年度比削減率

計画期間の各年度の補整後温室効果ガス排出量を原単位の指標で割る値について記入します。基準年度の排出原単位に対する削減率及び計画期間の平均は自動計算されます。

* 排出原単位は有効数字4桁（5桁目を四捨五入）で記入、削減率は小数第1位（小数第2位を四捨五入）で表示されます。

③ 目標設定の考え方

計画期間における排出量、排出原単位の削減目標を設定した考え方を記入します。

④ 参考評価

設定した目標（基準年度比削減率の平均）に対する評価結果を自動表示します。

<評価基準>

ランク	S	A	B	C
削減率の平均	6%以上	2%以上 ～6%未満	0%以上 ～2%未満	0%未満

別紙4

4 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る目標

(1) 基準年度及び計画期間

基準年度：計画書を作成する前年度
第1年度：計画書を作成する年度

設定した【目標】に対する評価結果を参考表示

※正式な結果ではありません

計画期間					参考評価
基準年度	第1年度	第2年度	第3年度		
年度	年度	年度	年度	年度	

(2) 排出の量の削減等に係る目標

※ 排出量の場合

排出量または排出原単位のいずれかで目標を立てる。

基準年度	第1年度	第2年度	第3年度	基準年度比削減率の平均(%)【目標】
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	基準年度	第1年度	第2年度	第3年度
各年度の排出量を設定し記入 (排出量は小数点以下切捨)	基準年度比削減率(%)			

補整後温室効果ガス排出量 (別紙2の3(2)の値)を転記

※ 排出原単位の場合

【評価対象の排出原単

排出量への寄与度が最も大きい排出原単位を評価対象として設定

基準年度比
削減率の平均
(%)【目標】

排出原車の指標と達成度

温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ指標を設定し、その名称と単位を記入。単位については、外字（環境依存文字）を使わない。

補整後温室効果ガス排出量
を排出原単位の指標で割つ
て、基準年度の排出原単位を
算出し、記入

各年度の排出原単位を 設定・記入

事業所や部門によって、排出原単位の指標が異なる場合は、複数設定することができる。ただし、全ての排出原単位により、県内（名古屋市内を除く）の事業者全体の排出量を網羅すること。

排出原単位は有効数字4桁
(5桁目を四捨五入)で記入

(3) 目標設定の考え方

(例 1)

自社で作成した「〇〇削減計画」の目標達成に向けて、毎年度3%ずつ、温室効果ガス総排出量の削減を図り、3年間の基準年度比平均で6%削減を目指す。

(例 2)

今後3年間は事業拡大を予定しているため、総排出量ではなく排出原単位の目標を設定する。排出原単位の指標は、温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ製品出荷量（t）を設定し、排出原単位を3年間で9%（基準年度比平均で3%）削減する。

(例 3)

廃棄物焼却に係る非エネルギー起源CO₂排出量について、できる限りリサイクルを進めることで、3年間で6%（基準年度比平均で2%）削減する。

目標排出量や削減率の値を
設定した考え方を記入

(7) 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る措置 ～削減対策の実施状況及び計画期間内における計画状況～（別紙5）

ア 必須対策・基盤対策

① 対策の実施状況（基準年度）

対策ごとに「実施」、「未実施」、「非該当」を選択します。

② 計画年度（第1年度～第3年度）

各年度、対策ごとに「実施」、「未実施」、「非該当」を選択します。

* 「実施」を選択した場合は、以降の年度も継続して「実施」を選択します。

③ 実施工場等

②で計画期間内に「実施」を選択した対策について、実施予定の代表的な工場・事業場名を記入します。

④ 実施内容・検討内容

各対策の具体的な内容や検討している内容を簡潔に記入します。

イ 自主対策

自らの温室効果ガスの排出削減につながる対策のうち、必須対策の1～16に該当しない対策について、任意で最大3つまで記載することができます。

① 実施内容・検討内容

対策の具体的な内容や検討している内容を記入します。（例 太陽光発電設備を設置する。）

② 計画年度（第1年度～第3年度）

実施を予定している年度に「実施」を選択します。

③ 実施工場等

②で計画期間内に「実施」を選択した対策について、実施予定の代表的な工場・事業場名を記入します。

④ 削減効果・削減効果を記述できない理由

対策の実施による温室効果ガス排出量の年間削減量（t-CO₂）の試算値を記入します。（6.5ガスの削減に係る対策についても、二酸化炭素量に換算して記入）

試算値が記述できない場合には、その理由を簡潔に記入します。

※ 参考評価

設定した対策の実施率に対する評価結果を自動表示します。

* 必須対策は第3年度、自主対策は計画期間内の実施状況を元に計算します。

<評価基準>

ランク	評価基準
S	全ての対策が実施済み又は実施予定である場合
A	次の全てを満たす場合 ・基盤対策が全て実施済み又は実施予定。 ・次式で算出される「実施率」が100%以上の場合。 実施率（%） = $\frac{(\text{実施済み及び実施予定の必須対策数} + \text{自主対策の対策予定数}^*)}{(\text{必須対策のうち該当する対策数})} \times 100$
B	上記以外の場合

注) 計画期間内に“実施”とした対策数は、最大3つまで。

5 溫室効果ガスの排出の量の削減等に係る措置

(1) 削減対策の実施状況及び計画期間内における計画状況

第3年度の計画状況に対する評価結果を参考表示
※正式な結果ではありません。

参考評価

B

※第3年度の評価

番号	対策の分類	対策の内容	対策の実施状況(基準年度)	計画状況					実施内容・検討内容
				第1年度	第2年度	第3年度	実施工場等		
1	基盤対策	推進体制の整備	実施	実施	実施	実施	××工場	工場担当者を集めた省エネ推進会議を2か月に1度開催し、エネルギー管理の定期的な見直しを行つ。	実施内容・検討内容を簡潔に記述
2		エネルギー利用設備の管理	実施	実施	実施	実施	○○工場	設備更新に合わせて、設備台帳や図面を更新し、情報を電子化し担当者間で共有している。	
3		エネルギー使用量等の把握	実施	未実施	実施	実施	○○工場	主力設備の稼働状況、エネルギー使用量をモニタリングし効率的な運用を常時掛けている。	
4		エネルギー使用実態の把握	未実施	未実施	未実施	未実施			
5		燃焼設備のエネルギー使用効率把握・管理	非該当	非該当	非該当	非該当			
6		流体機械のエネルギー使用効率の把握・管理	未実施	未実施	未実施	未実施			
7		流体機械の稼働及び規模の合理化	実施					流体機械の負荷率と稼働率を認識する。流体機械及び流体機械を含めたシステム全体の適正な容量を把握する。	
8		区画ごとの温湿度管理	実施	実施	実施	実施	××工場	対象区画を物理的に区切り、区画ごとに温度、湿度の管理する。	
9		熱源設備の運用管理	実施	実施	実施	実施	××工場	熱源設備のエネルギー使用量等を記録し、熱源設備等のシステム全体の課題を把握する。	
10		外気導入管理	実施	実施	実施	実施	○○工場	対象場所の二酸化炭素濃度を定期的に測定し、夏季冷房及び冬季暖房時には、1,000ppmを超えない程度に外気導入量を抑制する。	
11		熱の漏洩防止	実施	実施	実施				代表的な工場・事業所名を記入
12		照明設備の運用管理	実施	実施	実施	実施	××工場	ルールを定める。照明設備の点灯箇所、点灯時間、設置高さを見直す。	
13		高効率な照明設備の導入	実施	実施	実施	実施	××工場	点灯時間が年間3,000時間以上の照明設備をLED照明にすべて更新する。	
14		日常的に使用する設備の節電	実施	実施	実施	実施	○○工場	日常的に使用する電気設備の利用状況を踏まえた上で、当該電気設備の必要性や見直し実施する。	
15		ベンチマーク管理(規則第3条第2項該当事業者のみに適用する。)	非該当	非該当	非該当	非該当		実施予定の工場・事業所名を記入	可能な限り対策によるCO ₂ 削減効果を記入 効果を記述できない場合は、その理由を記入
16		自動車の運用管理	実施	実施	実施	実施	××工場		
17	自主対策	その他の削減対策	① ○○○○により、製品製造における歩留まり向上させることで、燃料使用量の大削減を図る。 ② 設備更新により、燃料をA重油からLNGに転換することで、CO ₂ 排出量の削減を現在計画している。 ③	実施	実施	実施	○○工場	50	削減効果を記述できない理由

上記の1~16に該当しない対策の実施内容・検討内容を具体的に記述(最大3つまで)

実施予定年度に“実施”と記入
※自主対策は、単年度のみであっても計画期間内で“実施”として参考評価に反映されます

(7) 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る措置

～温室効果ガスの排出の量の削減等に向けた先進的・先導的対策の計画状況～（別紙6）

① 区分（大項目・小項目）

対策の該当する項目を選択する。

大項目	小項目
1 低炭素型の技術・製品・サービスの調達における対策	① 低炭素型社会の構築につながる技術・製品・サービスの調達 ② 調達時の配慮・工夫等によって、サプライチェーン（調達先）の温室効果ガス削減につながる取組
2 低炭素型の技術・製品・サービスの提供における対策	① 低炭素型社会の構築につながる技術・製品・サービスの提供 ② 提供時の配慮・工夫等によって、サプライチェーン（供給先）の温室効果ガス削減につながる取組
3 その他の先進的・先導的対策	① 地球温暖化対策の実施状況や温室効果ガス排出量の情報開示 ② 従業員に対する低炭素行動（特定事業者からの排出に関わらないもの）の促進 ③ 二酸化炭素の吸収源整備 ④ 地球温暖化対策に関わる人材の育成や技術の伝承 ⑤ 地球温暖化対策に関わる技術の研究開発の推進 ⑥ その他温室効果ガスの削減に寄与する対策

② 計画年度（第1年度～第3年度）

実施を予定している年度に「実施」を選択します。

③ 実施内容

対策の具体的な内容を記入します。

[ポイント]

- ・自社のみならず、社会全体の温室効果ガスの排出削減に寄与する対策が対象です。
- ・県内の事業場・事業所が主体的に関わっている対策であること。
- ・記載された内容は、県が公表します。

④ 削減効果・削減効果を記述できない理由

対策の実施による温室効果ガス排出量の年間削減量(t-CO₂)の試算値を記入します。(6.5ガスの削減に係る対策についても、二酸化炭素量に換算して記入)

試算値が記述できない場合には、その理由を簡潔に記入します。

※ 参考評価

計画期間内の対策の実施予定数に対する評価結果を自動表示します。

<評価基準>

ランク	評価基準
S	次の全てを満たす場合 ・対策の実施予定数が5以上 ・大項目1～3のうち、2分野以上の対策を予定している。
A	対策を予定しているが、Sに満たない場合
評価しない	上記以外の場合

(2) 温室効果ガスの排出の量の削減等に向けた先進的・先導的対策の計画状況

計画状況							参考評価 A
大項目	小項目	第1年度	第2年度	第3年度	実施内容	削減効果 (t-CO ₂ /年)	
1 低炭素型の技術・製品・サービスの調達に関する対策	①低炭素型社会の構築につながる技術・製品・サービスの調達	実施			物品の調達においては、省エネルギー製品を積極的に調達する。		具体的な削減効果を算出できませんため。
2 低炭素型の技術・製品・サービスの提供における対策	②低炭素型社会の構築につながる技術・製品・サービスの提供	実施	実施		○○工場において、業界最高レベルの省エネ性能を備えた○○設備を国内外に年間200台供給し、○○分野での省エネ対策に貢献している。	○○	
3 その他の先進的・先導的対策	③二酸化炭素の吸収源整備		実施		○○事務所において、地域の人工林での整備活動を実施した。今後も当該活動の継続と拡大を目指していく。	○○	
対策の実施予定年度に“実施”を記入							
対策の実施場所や実施規模など、具体的な対策の内容を記述							
可能な限り対策によるCO ₂ 削減効果を記入 効果を記述できない場合は、その理由を記入							
対策は最大10まで記入ができる							

[ポイント]

- ・自社のみならず、社会全体の温室効果ガスの排出削減に寄与する対策が対象です。
- ・県内の事業場・事業所が主体的に関わっている対策であること。
- ・記載された内容は、県が公表します。
- ・自社のみの排出量が削減される内容は、対象外です。その内容は、別紙5の「自主対策」に記入してください。例えば、「太陽光パネルの設置」という対策は、自社のみの温室効果ガス排出量の削減に繋がるため、別紙6の実施内容にはふさわしくありません。

[別紙6の実施内容の例]

- ・仕入れ業者に対し、渋滞を避けた時間帯に搬送するよう取り決めている。
- ・周辺の小中学校に対し、環境学習講座を実施している。
- ・高効率省エネ機器を開発し、市場に供給している。

(7) 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る措置

～クレジット等の利用～（別紙7）

クレジット等については、県内（名古屋市内を除く）で利用する（した）と捉えられる温室効果ガス換算量を、補整後温室効果ガス排出量の算定時に控除することができます。

なお、計画書において計上しなかった場合でも、実施状況書で計上することもできます。

① 種類

温室効果ガスの目標排出量の達成のために用いるクレジット等に関し、計画期間に、無効化する予定のJ-クレジット※等（国内クレジット、オフセット・クレジット（J-VER）を含む）・グリーンエネルギーCO₂削減相当量・二国間クレジット（JCMクレジット）について記入します。

また、基準年度の補整後温室効果ガス排出量の算出に用いることとしたクレジット等についても記入します（電気事業者が調整後排出係数に反映するための量を除く。）。

※ J-クレジット…2013年度から施行された国内認証排出削減量の名称。国内クレジットも一定期間は事業継続できる。

計画書制度に使用できるクレジット等は、温対法と同様に、①J-クレジット等（国内クレジット、オフセット・クレジット（J-VER）を含む。以下同じ。）、②グリーンエネルギーCO₂削減相当量、③二国間クレジット（JCMクレジット）の3種類です。さらに、それぞれのクレジット等について、計画期間に用いる予定のものか、基準年度に用いるものかを選択します。

また、算定対象年度において、自らが創出した国内認証排出削減量（森林の整備及び保全により吸収された温室効果ガスの吸収量として認証をされたものを除く。）を他者に移転した場合は、「自らが創出した国内認証排出削減量のうち他者への移転量」を選択します。

② オフセット対象工場等

クレジット等を利用する事業所について記入します。特に事業所が限定されていないときは、「県内（名古屋市内を除く）全事業所」などと記入します。

③ 温室効果ガス換算量

クレジット等の量を二酸化炭素換算量（t-CO₂）で記入します。

「自らが創出した国内認証排出削減量のうち他者への移転量」を選択した場合は、負の数を入力します。

④ クレジット等に関する温室効果ガス換算量の算定方法及び考え方

県内（名古屋市内を除く）の事業所に係る量とした算定方法及び考え方、必要に応じクレジットの無効化日・移転日を記入します。主な考え方は次のとおりです。

- ・全ての事業所が県内（名古屋市内を除く）にある場合、事業者として利用するクレジット等の全てが県内（名古屋市内を除く）の事業所で利用される。
- ・県内（名古屋市内を除く）の事業所で生産（又は提供）している製品（又はサービス）に対し、それらに係る温室効果ガス排出量をクレジット等によりオフセットする場合、当該事業所からの排出量に係る分を県内（名古屋市内を除く）で利用するものと見なす。
- ・事業者全体として利用するクレジット等について、事業者全体の温室効果ガス排出量における県内（名古屋市内を除く）の事業所からの温室効果ガス排出量の割合で按分した量を、県内（名古屋市内を除く）で利用するクレジット等と見なす。

別紙 7

(3) 補整後の温室効果ガス排出量の算出に用いるクレジット等の利用

種類	オフセット対象工場等	温室効果ガス換算量 (t-CO ₂)
1		
2		
3	県内（名古屋市内を除く）で計画期間において利用する予定であるクレジット等について選択 また、基準年度の補整後温室効果ガス排出量の算出に用いるクレジット等について選択	自らが創出した国内認証排出量削減量のうち他者への移転量を選択した場合は、負の数を記入
4		
5		
6	次の種類の中から選択する。 1 J-クレジット等 (計画期間) 2 グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量 (計画期間) 3 二国間クレジット (計画期間) 4 自らが創出した国内認証排出削減量のうち他者への移転量 (計画期間) 5 J-クレジット等 (基準年度) 6 グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量 (基準年度) 7 二国間クレジット (基準年度) 8 自らが創出した国内認証排出削減量のうち他者への移転量 (基準年度)	
7		
8		
9		
10		
		基準年度での合計

(4) クレジット等に関する温室効果ガス換算量の算定方法及び考え方

例)

製品Aに係る年間排出量500t-CO₂について、J-クレジットを購入する予定であるが、製品Aを製造するに愛知工場では年間300t-CO₂排出しているためその分を計上した。（無効化予定日：〇〇年〇月〇日）

クレジット等について、県内（名古屋市内を除く）の事業所に係る量とした理由等を記入

5 地球温暖化対策実施状況書の作成

地球温暖化対策実施状況書の様式は、県ウェブサイトからダウンロードできます。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000004635.html>

計画書で対象となった温室効果ガスの種類について、実施状況書を提出する前年度（実績年度）における状況に関し、作成・提出します。

計画期間内は、計画書で対象となった温室効果ガスについて規模要件を下回ったとしても、当該ガスを対象として実施状況書を作成・提出します。

※ 工場等の縮小・閉鎖などの構造的な変更等によりすべての温室効果ガスに係る規模要件を下回り、計画期間内に再度対象規模になる可能性がない場合は、非該当届出を提出します（46ページ参照）。

対象となっていない温室効果ガスについて規模要件を満たすことが判明したときは、速やかに当該ガスを対象に含めた計画書へと変更し再提出するとともに、実施状況書はその温室効果ガスを含めて作成し提出します（46ページ参照）。

(1) 地球温暖化対策実施状況書提出書（様式第2）

① 県内の主たる工場等の名称、県内の主たる工場等の所在地

計画書で選定した事業所について記入します。事業所が廃止されない限り変更しません。

② 該当する事業者の要件

計画書で対象となった要件を全て選択します。

その他、計画書（15ページ）と同様に記入します。

様式第2（第9条関係）

事業者番号	※
-------	---

地球温暖化対策実施状況書提出書

西暦で記入

年 月 日

愛知県知事 殿

郵便番号

提出者 住 所

事業者の住所(本社所在地等)、
事業者名等を記入

名称(カナ)

名 称

代表者氏名

代表者役職名・氏名を記入

愛知県地球温暖化対策推進条例第9条第1項の規定により、地球温暖化

計画書で選定した主たる事業所について記入

→当該事業所のある市町村を所管する
県事務所等に実施状況書を提出

県内の主たる工場等の名称

県内の主たる工場等の所在地

該当する事業者の要件

- 規則第3条第1項第1号該当事業者
- 規則第3条第1項第2号該当事業者
- 規則第3条第2項該当事業者

計画書で対象となった要件を全て選択

- 3条-1-1 エネルギー使用量 1,500k1 以上
- 3条-1-2 6.5ガス排出量 3,000t-CO₂以上
- 3条-2 フランチャイズチェーン事業者

主たる事業の業種

大分類

事業者の主たる事業について、日本標準
産業分類の大分類・中分類を選択

中分類

主たる事業の内容

資本金

円

常時使用する従業員数

事業者全体(県外を含む)の従業員数を記入

地球温暖化対策実施状況書

別紙のとおり。

連絡先

担当部署名

法人名を除き、それ以後の部署名を記入

郵便番号

所在地

担当者名

電話番号

ファクシミリ番号

メールアドレス

担当者が変わることにより当課から連絡できないことがあるので、会社の所属のメールアドレスがあれば、それを記入

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

3 連鎖化事業者にあっては、「主たる事業の業種」欄及び「主たる事業の内容」欄には、連鎖化事業の業種又は内容を記載すること。

(2) 地球温暖化の対策の推進に関する方針及び推進体制（別紙1）

実績年度（前年度）における推進方針、推進体制を記入します。

計画書の内容から変更があった場合は、修正して記入します。

別紙1

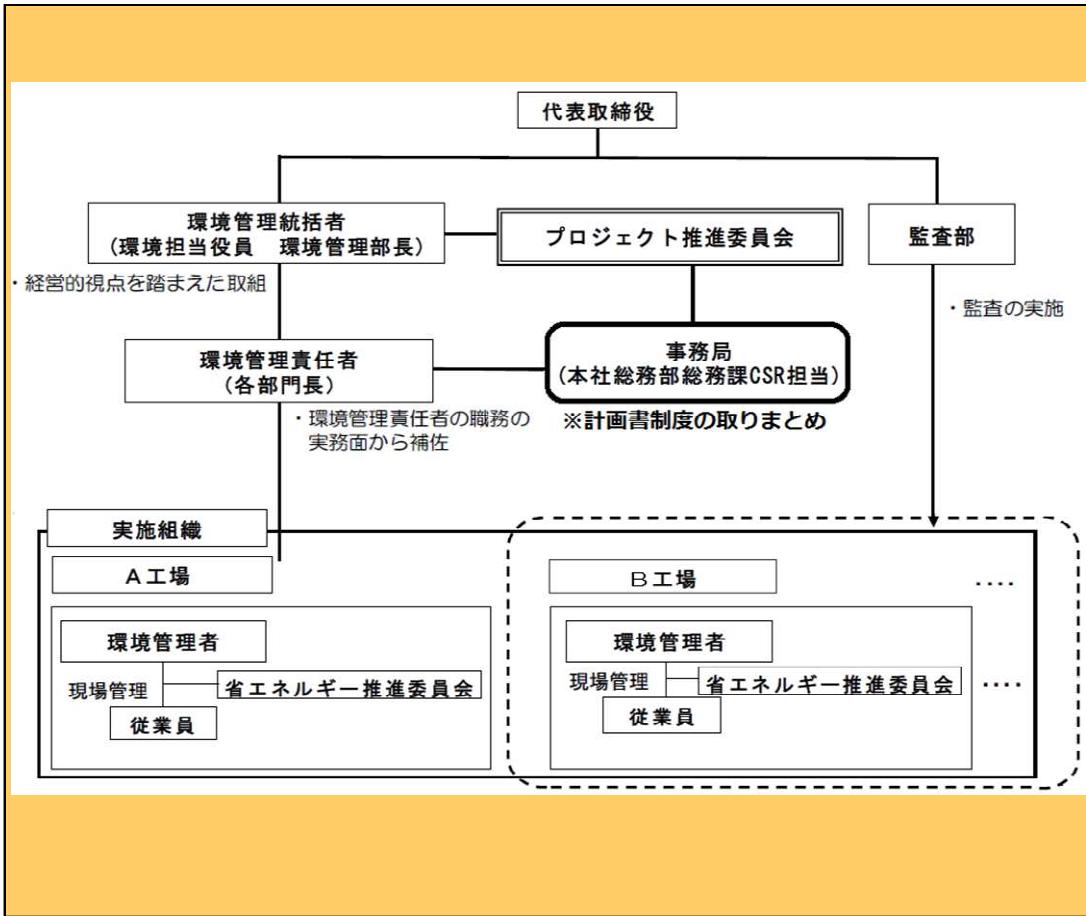
1 地球温暖化対策の推進に関する方針

（例）

当社は、地球温暖化対策の重要性と企業に求められる社会的責任を踏まえて、当社から排出される温室効果ガスの削減を図るため、経営層を含めた責任者と担当者を明確化しつつ全員参加体制による社内の管理体制を構築し、計画的な取組を実施することにより、持続的発展が可能な企業を目指していきます。

- ・機器・設備の効率の改善に必要な事項の計測・記録、保守・点検を定期的に行い、良好で効率的な状態を維持します。
- ・設備改修においては投資回収年数が5年以内のものは実施します。
- ・効率において最新機器に対し10%の差がついたときは改修又は更新を検討します。
- ・この取組方針、温室効果ガス排出量の削減の目標の遵守状況について定期的に確認・評価を行い、取組の更なる計画、実施につなげます。
- ・取組方針、評価手法について、定期的に精査を行い、必要に応じ見直しを行います。
- ・従業員への研修や、社外への積極的な情報発信を行います。

2 地球温暖化対策の推進体制



(3) 温室効果ガス排出量の計算書（実績年度）

計画書で対象となった温室効果ガスのみについて、実施状況書を提出する前年度（実績年度）における県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所の排出量合計に関し、計算書①～③を用いて算出します。

排出量の計算式や計算書の使用方法については、計画書（19～22ページ）と同様です。

【計算書③】その他温室効果ガス排出量（前年度実績）												
									活動量	単位発熱量	排出係数	地建規制化 係数
												温室効果ガス排出量 (CO ₂ 換算量)
												$\frac{(\text{①} \times \text{②}) \times \text{③}}{\text{④}}$
												$t \cdot CO_2$
【計算書②】非エネルギー起源CO ₂ 排出量（前年度実績）										活動量	排出係数	二酸化炭素排出量 (③×④)
【計算書①】エネルギー使用量及びエネルギー起源CO ₂ 排出量（前年度実績）												
	種類	単位発熱量	使用量	熱量	貯留した割合 エネルギーの量	熱量	排出係数	二酸化炭素排出量				
		①	②	③=①×②	④	⑤=③×④	⑥	$t \cdot CO_2$				
	単位	単位	単位	単位	単位	単位						
原 油 (コンデンセートを除く)	38.2 GJ/㎘	㎘		㎘		0.0187	$t \cdot CO_2$					
液 性 の ガ ランジ セ ー ト (N.G.L.T.)	35.5 GJ/㎘	㎘		㎘		0.0184	$t \cdot CO_2$					
揮 发 油 (ガソリン)	34.4 GJ/㎘	㎘		㎘		0.0183	$t \cdot CO_2$					
ナ フ フ	33.6 GJ/㎘	㎘		㎘		0.0182	$t \cdot CO_2$					
灯 火	36.1 GJ/㎘	㎘		㎘		0.0185	$t \cdot CO_2$					
軽	37.7 GJ/㎘	㎘		㎘								
A 電	油	39.1 GJ/㎘	㎘		㎘							
B テ ラ ブ リ ユ ー	油	41.5 GJ/㎘	㎘		㎘							
石 油 ア ジ ス フ テ ル	油	40.5 GJ/㎘	㎘		㎘							
石 油 コ ネ ク ト	ガ	29.6 GJ/t	t		t							
石油ガス	液化石油ガス (L.P.G.)	60.0 GJ/tm ³	t		t							
ガ	液化石油ガス (L.P.G.)	43.9 GJ/tm ³	t		t							
可燃性天然ガス	その他の燃性天然ガス	43.3 GJ/tm ³	t		t							
石 油	液	29.0 GJ/t	t		t							
軽	燃	25.7 GJ/t	t		t							
石 油	燃	26.1 GJ/t	t		t							
石 油	コ ネ ケ ト	29.0 GJ/t	t		t	0.0204	$t \cdot CO_2$					
コ	メ ト ル ガ	37.4 GJ/t	t		t	0.0205	$t \cdot CO_2$					
コ	ニ ー タ	37.7 GJ/tm ³	t		t	0.0211	$t \cdot CO_2$					
高	燃	34.3 GJ/tm ³	t		t	0.0203	$t \cdot CO_2$					
軽	燃	37.7 GJ/tm ³	t		t	0.0204	$t \cdot CO_2$					
石 油	燃	37.7 GJ/tm ³	t		t	0.0205	$t \cdot CO_2$					
都市ガス	新規ガス	134.45GJ/m ³	t		t							
	既存ガス以外	134.45GJ/m ³	t		t	0.0129	$t \cdot CO_2$					
その他の燃料	その他の燃料											
電 気	電気事業者 (中京電力)											
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～翌朝) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)	9.97 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (22時～8時) (事業者名)	9.28 GJ/tm ³	t		t							
	電気 (8時～22時) (事業者名)											

(4) 温室効果ガスの排出の状況（別紙2）

① 温室効果ガス別の排出量（実績年度）

計画書で対象となった温室効果ガスのみについて、実施状況書を提出する前年度（実績年度）における県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所の排出量合計をガスの種類別に記入します。

当該温室効果ガスに係る（3）の計算書を入力することにより自動入力されます。

排出量は小数点以下切捨ての整数値で記入します。

② 補整後の温室効果ガス排出量（実績年度）

全ての事業者は補整後温室効果ガス排出量（電気は調整後排出係数を使用、廃棄物の原燃料使用に伴う非エネCO₂分・クレジット等利用分を控除）を記入します。規模要件により対象となった温室効果ガスに係る（3）の計算書及び、必要に応じ「別紙6（3）補整後の温室効果ガス排出量の算出に用いるクレジット等の利用実績」欄を入力することにより自動入力されます。

排出量は小数点以下切捨ての整数値で記入します。

別紙2

県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所における**実績年度（前年度）の排出量合計**について記入。

対象となる計算書①、②又は③を入力することにより自動入力される。

3 温室効果ガスの排出の状況

（1）温室効果ガス別の排出量（実績年度）

温室効果ガスの種類	①エネルギー起源CO ₂	②非エネルギー起源CO ₂ (③を除く。)	③廃棄物の原燃料 使用に伴う非エネ ルギー起源CO ₂	④CH ₄	⑤N ₂ O
排出量 (t-CO ₂)					
温室効果ガスの種類	⑥HFC	⑦PFC	⑧SF ₆	⑨NF ₃	⑩エネルギー起源 CO ₂ (発電所等配分前)
排出量 (t-CO ₂)					合計（①～⑨）

計画書で対象となったガスのみに
ついて記入
計画期間内は、当該ガスの規模要件
を下回ったとしても記入

⑩ 電気事業・熱供給業を行って
いる場合は配分前の数字も記入

①～⑨の
合計を記入

（2）補整後の温室効果ガス排出量（実績年度）

補整後温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	
--------------------------------------	--

排出量は小数点以下切捨ての
整数値で記入

全ての事業者が補整後温室効果ガス排出量（電気は調整後排出係数を使用、廃棄物
の原燃料使用に伴う非エネCO₂分・クレジット等利用分を控除）を記入
クレジット等利用分を控除する場合は、別紙6（3）を入力すると**自動計算される**。

(5) 大規模工場等の温室効果ガス排出量（実績年度）（別紙3）

計画書作成時に対象となった大規模工場等や計画期間内に規模要件を上回った大規模工場等について、実施状況書を提出する前年度（実績年度）における状況に関し、記入します。

計画期間内は、一度でも対象となった大規模工場等については規模要件を下回ったとしても、対象ガスについて記入を続けます。

この場合、大規模工場等の番号は変更しないものとし、計画期間内に新たに規模要件を上回った大規模工場等については、新たな番号の欄に記入します。

大規模工場等が、計画期間内に廃止、休止又は譲渡された場合は、計画期間内の実施状況書では、対象となっていた温室効果ガス排出量の欄に「廃止」、「休止」又は「譲渡」と記入します。

別紙3

県内（名古屋市内を除く）の大規模事業所における実績年度（前年度）の排出量について記入

1	工場等の名称	工場等の所在地		代表電話番号	所在地は愛知県から記入	
	郵便番号					
	事業の業種	大分類				
		中分類				
	温室効果ガスの種類	①エネルギー起源CO ₂	②非エネルギー起源CO ₂ (③を除く。)	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO ₂	④CH ₄	⑤N ₂ O
	排出量(t-CO ₂)				①～⑨の合計を記入	
	温室効果ガスの種類	⑥HFC	エネルギー起源CO ₂ は基礎排出量（電気は基礎排出係数を使用）を記入	SF ₆	⑨NF ₃	⑩エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前)
	排出量(t-CO ₂)					合計(①～⑨)
2	工場等の名称	工場等の所在地		代表電話番号	⑩電気事業・熱供給業を行っている場合は配分前の数字も記入	
	郵便番号					
	事業の業種	大分類				
		中分類				
	温室効果ガスの種類	①エネルギー起源CO ₂	(③を除く。)	②非エネルギー起源CO ₂	④CH ₄	⑤N ₂ O
	排出量(t-CO ₂)					
	温室効果ガスの種類	⑥HFC	PFC	SF ₆	NF ₃	⑩エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前)
	排出量(t-CO ₂)					合計(①～⑨)
3	工場等の名称	工場等の所在地		代表電話番号		
	郵便番号					
	事業の業種	大分類				
		中分類				
	温室効果ガスの種類	①エネルギー起源CO ₂	②非エネルギー起源CO ₂ (③を除く。)	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO ₂	④CH ₄	⑤N ₂ O
	排出量(t-CO ₂)					
	温室効果ガスの種類	⑥HFC	PFC	SF ₆	NF ₃	⑩エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前)
	排出量(t-CO ₂)					合計(①～⑨)

(6) 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る目標の達成状況（別紙4）

① 実績年度、基準年度及び計画期間

実績年度：実施状況書を作成する前年度（西暦で記入）
基準年度
計画期間（第1年度～第3年度） } 計画書の記載を転記

② 排出の量の削減等に係る目標の達成状況

計画書で目標を立てた排出量または排出原単位のいずれかについて記入します。

※ 排出量の場合

- ・基準年度の排出量
 - ・基準年度比削減率の平均【目標】
 - ・計画期間における排出量、基準年度比削減率
- [実績年度] 補整後温室効果ガス排出量（別紙2の3（2）の値）を当該年度の記入欄に転記します。
[過年度] 過去の実施状況書から補整後温室効果ガス排出量を転記します。
- * 基準年度比削減率及び計画期間内の平均については、自動計算されます。
* 排出量は小数点以下切捨て記入、削減率は小数第1位（小数第2位を四捨五入）で表示されます。

※ 排出原単位の場合

- ・原単位の指標と単位
 - ・基準年度の排出原単位
 - ・基準年度比削減率の平均【目標】
 - ・計画期間内における排出原単位、基準年度比削減率
- [実績年度] 補整後温室効果ガス排出量（別紙2の3（2）の値）を排出原単位の指標で割った値を当該年度の記入欄に記入します。
[過年度] 過去の実施状況書から転記します。
- * 基準年度比削減率及び計画期間内の平均については、自動計算されます。
* 排出原単位は有効数字4桁（5桁目を四捨五入）で記入、削減率は小数第1位（小数第2位を四捨五入）で表示されます。

③ 達成状況とその主な要因

達成又は未達成の主な要因を、別紙5の「削減対策の実施状況」等を踏まえて記入します。

④ 参考評価

記入された実績（基準年度比削減率の平均）に対する評価結果を自動表示します。

* 第1年度、第2年度の実施状況書では、1か年又は2か年の平均を評価基準に照らし合わせた場合の評価であり、参考としての扱いです。

<評価基準>

ランク	S	A	B	C
削減率の平均*	6%以上	2%以上 ～6%未満	0%以上 ～2%未満	0%未満

* 計画期間3年間の平均

*オレンジ色で表示された項目を入力してください
別紙4

別紙4

4 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る

(1) 実績年度 基準年度及び計画期間

実績年度：実施状況書を作成する前年度
基準年度：計画書の記載を転記
計画期間：計画書の記載を転記

基準年度比削減率の平均【実績】に対する評価結果を表示
※正式な結果ではありません。

(1) 実績年度、基準年度及び計画期間		計画期間				
実績年度		基準年度	第1年度	第2年度	第3年度	
		年度	年度	年度	年度	年度

(2) 排出の量の削減等に係る目標の達成状況

計画書で目標を立てた排出量または排出原単位のいずれかについて記入

排出量の項目	出原単位のいずれかについて記入			
	基準年度	第1年度	第2年度	第3年度
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)				

計画書に記載した、基準年度
排出量を転記

実績年度（前年度）における補整後温室効果ガス排出量を転記

計画書に記載した、
【目標】を転記

計画書に記載した、排出原単位の指標・単位、基準年度排出原単位を転記。単位については、外字（環境依存文字）を使わない。

※ 計画書で設定した評価対象の排出原単位は変更しない。

実績年度（前年度）における補整後温室効果ガス排出量を原単位の指標で割って、排出原単位を記入
過年度は提出した実施状況書の値を転記
(排出原単位は有効数字4桁(5桁目を四捨五入))
実績年度の翌年度以降は未記入

計画書に記載した、
【目標】を転記

計画書で排出原単位の目標を複数設定した場合は、それぞれの実績について記入

(3) 達成状況とその主な要因

(例 1) 達成状況とその主な要因
第3年度の総排出量は、基準年度に比べ9%削減し、計画期間内の基準年度比削減率の平均は削減目標を達成した。これは、計画書で定めた温室効果ガス排出量の削減に係る措置を着実に実施し、新たな課題を見つけながら地球温暖化对策に取り組んだことによる。

(例2)
排出原単位は、基準年度と同レベルであり、改善目標を達成することはできなかった。これは、計画書に掲げた削減対策のうち、自主対策である空調機器の設備更新が計画どおりに進まなかつたことが主な要因である。

達成又は未達成の主な要因を「別紙5 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る措置」の実施状況等を踏まえて記入

(7) 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る措置

～削減対策の実施状況～（別紙5）

実績年度（前年度）における、各削減対策の実施状況を記入します。各項目の基本的な記入方法は、計画書と同様です（29ページ参照）。計画書を作成時点では予定されていなかった対策を計画期間中に実施した場合、新たに追加することができます。

記入例（第2年度の場合）

別紙5

5 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る措置

(1) 削減対策の実施状況

計画書の第3年度の 計画状況を転記

各年度の実施状況に対する評価

結果を参考表示

※正式な結果ではありません。

※公表対象は第3年度の評価。

参考評価		
第1年度	第2年度	第3年度
B	B	

※正式な評価は第3年度

番号	対策の分類	対策の内容	対策の 計画状況	実施状況				
				第1年度	第2年度	第3年度	実施工場等	実施内容又は未実施の場合における課題
1	基盤対策	推進体制の整備	実施	実施	実施	○○工場	××工場	工場担当者を集めた省エネ推進会議を2か月に1度開催し、エネルギー管理の定期的な見直しを行っている。
2		エネルギー利用設備の管理	実施	実施	実施	○○工場	○○工場	設備更新に合わせて、設備台帳や図面を更新し、情報を電子化し担当者間で共有している。
3		エネルギー使用量等の把握	実施	実施	実施	○○工場	○○工場	主力設備の稼働状況、エネルギー使用量をモニタリングし、効率的な運用を常時心掛けている。
4		エネルギー使用実態の確認	実施	未実施	未実施	△△工場	△△工場	現在は、休日の設備稼働時間で、エネルギー使用量をモニタリングするため、非稼働時間についても把握する。
5		燃焼設備のエネルギー使用効率の把握・管理	非該当	非該当	非該当	△△工場	△△工場	実績年度に実施した代表的な工場・事業所名を記入
6		流体機械のエネルギー使用効率の把握・管理	未実施	未実施	実施	△△工場	△△工場	第2年度に送電網に変更したため、流量調整をインバータ制御
7		流体機械の稼働及び規模の合理化	実施	実施	実施	△△工場	△△工場	流量調整をインバータ制御
8		区画ごとの温湿度管理	実施	実施	実施	△△工場	△△工場	実施内容・未実施の場合における課題を簡潔に記述
9		熱源設備の運用管理	実施	実施	実施	△△工場	△△工場	対象区域の温湿度の管理している。
10		外気導入管理	実施	未実施	実施	△△工場	△△工場	酸化炭素濃度を定期的に測定し、冬季暖房時に1,000ppmを超える外気導入量を抑制できるようになった。
11		熱の漏洩防止	実施	実施	実施	△△工場	△△工場	熱媒体の配管、バルブ管の設置状況及びその断熱、保温の状況を把握している。
12		照明設備の運用管理	実施	実施	実施	△△工場	△△工場	不要な照明を点灯しないルールを定め、照明設備の点灯箇所、点灯時間、設置高さについては適宜見直している。
13		高効率な照明設備の導入	実施	未実施	未実施	△△工場	△△工場	照明設備のLED照明の導入がまだ完了できていない。
14		日常的に使用する設備の節電	実施	実施	実施	△△工場	△△工場	日常的に使用する電気設備の利用状況を踏まえた上で、当該電気設備の必要性や見直しを実施している。
15		ベンチマーク管理（規則第3条第2項該当事業者のみに適用する。）	非該当	非該当	非該当	△△工場	△△工場	可能な限り対策によるCO ₂ 削減効果を記入
16		自動車の運用管理	実施	実施	実施	△△工場	△△工場	効果を記述できない場合は、その理由を記述

番号	対策の分類	実施状況					削減効果(t-CO ₂ /年)	削減効果を記述しない理由
		第1年度	第2年度	第3年度	実施工場等	削減効果を記述しない理由		
17	自主対策	① ○○○○により、製品製造における歩留まり向上させることで、燃料使用量の大削減を図る。	実施	○○工場	○○工場	△△工場	△△工場	まだ実施できていないため。
			実施	△△工場	△△工場	△△工場	△△工場	実施年度の翌年度以降は未記入

1～16に該当しない対策を実施した場合、その実施内容を具体的に記述（最大3つまで）※公表対象

実施年度に“実施”と記入

※自主対策は、単年度のみの実施であっても実施年度以降も“実施”として参考評価に反映されます

(7) 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る措置

～温室効果ガスの排出の量の削減等に向けた先進的・先導的対策の実施状況～（別紙6）

実績年度（前年度）における、先進的・先導的対策の実施状況を記入します。各項目の基本的な記入方法は、計画書と同様です（31ページ参照）。計画書を作成時点では予定されていなかった対策を計画期間中に実施した場合、新たに追加することができます。

別紙6

(2) 温室効果ガスの排出の量の削減等に向けた先進的・先導的対策の実施状況

記入例（第2年度の場合）

参考評価
A

区分					実施内容		削減効果 (t-CO ₂ /年)	削減効果を 記述できない理由
大項目	小項目	第1年度	第2年度	第3年度				
1 低炭素型の技術・製品・サービスの調達に関する対策	①低炭素型社会の構築につながる技術・製品・サービスの調達	実施			物品の調達においては、省エネルギー製品を積極的に調達する。			具体的な削減効果を算出できません。
2 低炭素型の技術・製品・サービスの提供における対策	②低炭素型社会の構築につながる技術・製品・サービスの提供	実施	実施		○○工場において、業界最高レベルの省エネ性能を備えた○○設備を国内外に年間200台供給し、○○分野での省エネ対策に貢献している。	○○		
3 その他の先進的・先導的対策	③二酸化炭素の吸収源整備		実施		○○事務所において、地域の人工林での整備活動を実施した。今後も当該活動の継続と拡大を目指していく。	○○		
大項目及び小項目は対策の該当する区分をプルダウンから必ず選択してください。前年度のExcelファイルから貼り付けると事務手続き上、認識されないことがあります。		過年度の実施内容は、提出した実施状況書から転記			実績年度の実施状況を記入		対策の実施場所や実施規模など、具体的な対策の内容を記述	
対策は最大10まで記入ができる							可能な限り対策によるCO ₂ 削減効果を記入効果を記述できない場合は、その理由を記入	
※先進的・先導的対策は、単年度のみの実施であっても計画期間内に“実施”としてカウントし、参考評価に反映されます								

[ポイント]

- ・自社のみならず、社会全体の温室効果ガスの排出削減に寄与する対策が対象です。
- ・県内の事業場・事業所が主体的に関わっている対策であること。
- ・記載された内容は、県が公表します。
- ・自社のみの排出量が削減される内容は、対象外です。その内容は、別紙5の「自主対策」に記入してください。例えば、「太陽光パネルの設置」という対策は、自社のみの温室効果ガス排出量の削減に繋がるため、別紙6の実施内容にはふさわしくありません。

[別紙6の実施内容の例]

- ・仕入れ業者に対し、渋滞を避けた時間帯に搬送するよう取り決めている。
- ・周辺の小中学校に対し、環境学習講座を実施している。
- ・高効率省エネ機器を開発し、市場に供給している。

(7) 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る措置

～クレジット等の利用実績～（別紙7）

クレジット等については、県内（名古屋市内を除く）で利用したと捉えられる温室効果ガス換算量を、補整後温室効果ガス排出量の算定時に実排出量から控除することができます。

① クレジット等の利用実績等について

実績年度（前年度）の補整後温室効果ガス排出量の算定に用いることとしたクレジット等について記入します（電気事業者が調整後排出係数に反映するための量を除く。）。

計画書制度に使用できるクレジット等は、温対法と同様に、無効化した①J-クレジット等（国内クレジット、オフセット・クレジット（J-VER）を含む）・②グリーンエネルギーCO₂削減相当量・③二国間クレジット（JCMクレジット）の3種類ですので、その中から選択します。

その他のクレジット等に係る記入方法については、計画書（33ページ）と同様です。

別紙7

（3）補整後の温室効果ガス排出量の算出に用いるクレジット等の利用

種類	オフセット対象工場等	温室効果ガス換算量 (t-CO ₂)
1		
2	県内（名古屋市内を除く）で利用したと捉えられ、 実績年度（前年度）の補整後温室効果ガス排出量 の算定に用いるクレジット等について記入	
3		自ら創出した国内認証排出 量削減量のうち他者への移 転量を選択した場合は、負 の数を記入
4		
5	次の種類の中から選択する。 1 J-クレジット等 2 グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量 3 二国間クレジット 4 自らが創出した国内認証排出削減量のうち他者への移転量	
6		
7		
8		
9		
10		
実績年度での合計		

（4）クレジット等に関する温室効果ガス換算量の算定方法及び考え方

例)

〇〇工場で生産している製品Aに係る前年度の排出量1000t-CO₂について、J-クレジットを500t-CO₂分購入し、オフセットした。（無効化日：〇〇年〇月〇日）

クレジット等について、県内（名古屋市内を除く）の事業所に係る量とした理由や、クレジット等の移転日・償却日を記入

6 計画書の変更、非該当届出等について

(1) 計画書の変更について

対象となつていなかつた温室効果ガスについて規模要件を満たすことが判明したときは、速やかに当該ガスを対象に含めた計画書へと変更します（原則、計画期間は変更しない。）。

※ 複数の温室効果ガスが対象となつており、その内のいくつかのガスについて規模要件を下回つたとしても、計画期間内は、当該ガスも対象として実施状況書を作成・提出します。

また、計画書を提出した後、大幅な状況の変化（事業内容の変更など）があつた場合は、計画書の目標、措置等の内容を変更することができます（原則、計画期間は変更しない。）。

計画書の変更を行う場合は、速やかに所轄の県民事務所等（14 ページ参照）に電話連絡・相談の上、原則、電子申請・届出システムにより再提出します。

しかし、計画書の全ての内容は、当初の計画どおりに削減対策が進まず、達成状況が悪いから等との理由により、変更することはできません。

(2) 事業者名、連絡先の変更等に係る届出について

次に掲げる事項の変更が生じた場合は、速やかに所轄の県民事務所等（14 ページ参照）に電話連絡の上、書面（様式は自由）により届出を行います（郵送・ファクシミリ可）。

- ・事業者名、住所の変更
- ・連絡先（担当部署、所在地、担当者名、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス）

(3) 非該当届出について

次に掲げる事項が生じた場合は、速やかに所轄の県民事務所等（14 ページ参照）に電話連絡の上、非該当届出（47 ページ参照）を提出します（メール、郵送・ファクシミリ可）。

- ・会社・団体の解散
- ・合併による会社・団体の消滅
- ・工場等の縮小・閉鎖等による対象規模未満事業者への移行

（工場等の構造的な変更等により計画期間内に再度対象規模になる可能性がない場合に限る。）

※ 非該当届出は、当該事業者が再度該当することがありえないと判断できる場合に提出します。その他省エネ化や生産変動等によりエネルギー使用量等が減少し、規模要件を下回つたとしても、再度規模要件を上回る可能性がある場合は、計画期間内は実施状況書を提出します。計画期間が満了し、その時点で規模要件を下回つている場合は次の計画書の提出は必要ありません。その場合、非該当届出の提出は不要です。

年 月 日

愛知県知事殿

提出者 住 所
氏 名
(名称及び代表者氏名)

特定事業者 非該当届出書

1 非該当の理由

- ア 会社・団体の解散 (年 月 日)
- イ 合併による会社・団体の消滅 (年 月 日)
- ウ 工場等の縮小・閉鎖等による対象規模未満事業者への移行
(具体的な内容を記載、必要に応じ根拠資料を添付)

- エ その他 (具体的な内容を記載、必要に応じ根拠資料を添付)

2 前年度のエネルギー使用量又は温室効果ガス排出量等について

前年度のエネルギー使用量 (燃料、熱及び電気の使用量の合算〔原油換算〕)	k 1			
前年度のエネルギー起源 CO ₂ 以外の温室効果ガス排出量及び従業員数 (ただし、HFC, PFC, SF ₆ , NF ₃ は年間の排出量、従業員数は会社全体)	非エネルギー起源 CO ₂	t-CO ₂	P F C	t-CO ₂
	CH ₄	t-CO ₂	S F ₆	t-CO ₂
	N ₂ O	t-CO ₂	N F ₃	t-CO ₂
	H F C	t-CO ₂		
	従業員数	人		

連絡先	担当部署名	
	担当部署所在地	
	担当者名	
	電話番号	

7 温室効果ガス排出量等の公表について

条例第10条第1項に基づき、次の項目を公表します。

(1) 一般事項

ア 計画書

- 様式第1 氏名又は名称及び住所、県内の主たる工場等の名称及び所在地、主たる事業の業種
別紙2 基準年度の温室効果ガス別の排出量、補整後の温室効果ガス排出量
別紙4 基準年度及び計画期間、排出の量の削減等に係る目標(排出原単位を選択した場合、排出原単位の指標も公表します。)

イ 実施状況書

- 様式第2 氏名又は名称及び住所、県内の主たる工場等の名称及び所在地、主たる事業の業種
別紙2 実績年度の温室効果ガス別の排出量、補整後の温室効果ガス排出量
別紙4 実施年度、基準年度及び計画期間、排出の量の削減等に係る目標の達成状況(排出原単位を選択した場合、排出原単位の指標も公表します。)

(2) 評価結果

ア 計画書

- 別紙4 排出の量の削減等に係る目標の評価結果がS及びAの事業者名
別紙5
 - ・削減対策の実施状況及び計画期間内における計画状況の評価結果がS及びAの事業者名
 - ・公表対象の事業者の自主対策の実施内容・検討内容、実施年度、実施工場等及び削減効果(又は削減効果を記述できない理由)
別紙6
 - ・温室効果ガスの排出量の削減等に向けた先進的・先導的対策の計画状況の評価結果がS及びAの事業者名
 - ・公表対象の事業者の実施内容、実施年度及び削減効果(又は削減効果を記述できない理由)

イ 最終年度(第3年度)の実施状況書

- 別紙4 排出の量の削減等に係る目標の達成状況の評価結果がS及びAの事業者名
別紙5
 - ・削減対策の実施状況の評価結果がS及びAの事業者名
 - ・公表対象の事業者の自主対策の実施内容、実施年度、実施工場等及び削減効果(又は削減効果を記述できない理由)
別紙6
 - ・温室効果ガスの排出量の削減等に向けた先進的・先導的対策の実施状況の評価結果がS及びAの事業者名
 - ・公表対象の事業者の実施内容、実施年度及び削減効果(又は削減効果を記述できない理由)

また、条例第10条第2項において、特定事業者は、計画書及び実施状況書を作成したときはその内容の公表に努めることとされていますので、自主的な公表にも努めてください。